

消費税 軽減税率制度の手引き



令和3年8月版



この社会あなたの税がいきている

消費税軽減税率制度の手引き

目次

I 消費税の軽減税率制度	VI 適格請求書等保存方式(令和5年10月1日～)
消費税の軽減税率制度の概要 1	適格請求書等保存方式の記載については、削除しています。
II 軽減税率の対象品目	適格請求書等保存方式(インボイス制度)の内容について、お知りになりたい方は、インボイス制度特設サイトをご覧ください。
1 飲食料品の範囲等 6	
2 一体資産 14	
3 外食等の範囲 18	
4 新聞の範囲 26	
III 区分記載請求書等保存方式	VII 免税事業者の方に留意していただきたい事項 72
1 区分記載請求書等保存方式の概要 27	(参考1) 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール 75
2 帳簿及び区分記載請求書等の記載に係る留意点 29	(参考2) 軽減税率制度実施に伴う価格表示 76
IV 税額計算 36	(参考3) インボイス制度特設サイト・相談窓口 77
V 中小事業者の税額計算の特例	
1 中小事業者の税額計算の特例(経過措置)の概要 40	
2 売上税額の計算の特例 40	
3 仕入税額の計算の特例 50	
4 売上げ及び仕入れの両方を区分経理することが困難な場合 52	

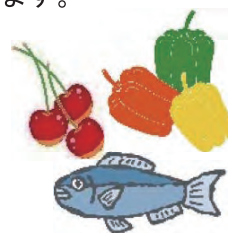
■ この「消費税軽減税率制度の手引き」は、事業者の方に対し、消費税の軽減税率制度が、取引や日々の業務にどのような関係があるかについて、理解を深めていただくために作成したものです(令和3年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。)

■ この手引きは、消費税の軽減税率制度及び適格請求書等保存方式について記載していますので、消費税及び地方消費税の一般的な事柄及び手続きについては、「消費税のあらまし」をご参照ください(国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードできます。)

I 消費税の軽減税率制度

この章では、消費税の引上げに合わせて令和元年10月1日から実施されている消費税の軽減税率制度について、その全体像を理解していただくために、制度の概要について説明します。

軽減税率制度の下では、売上げや仕入れを税率ごとに区分して経理する必要があります。あるほか、複数税率に対応した請求書等の交付や保存などが必要となります。このような事務は、軽減税率の対象品目を取り扱う事業者はもとより、軽減税率の対象品目の売上げがない事業者や、消費税の納税義務のない免税事業者を含め、多くの事業者に関係します。



消費税の軽減税率制度の概要

(1) 消費税の軽減税率制度の実施

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の税率は、令和元年10月1日に、それまでの8%（うち地方消費税率は1.7%）から10%（うち地方消費税率は2.2%）に引き上げられました。

また、これと同時に、10%への税率引上げに伴う低所得者への配慮の観点から、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されています。

(2) 消費税等の税率

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率です。

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計	10.0%	8.0%

(3) 軽減税率の対象品目

軽減税率は、次の①及び②の品目の譲渡を対象としています。

① 飲食料品

軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除く。）をいい、一定の要件を満たす一体資産^(注1)を含みます。
なお、外食やケータリング等は対象品目には含まれません。



② 新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号^(注2)を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので定期購読契約に基づくものをいいます。

(注1)
一体資産の詳細については、[Ⅱ 2 一体資産 \(P14\)](#)を参照してください。

(注2)
一定の題号とは、例えば、「〇〇新聞」、「日刊△△」など、新聞の題号をいいます。

軽減税率の対象品目について、詳しくは、
「Ⅱ 軽減税率の対象品目」(P6～)をご覧ください。

(4) 区分記載請求書等保存方式（令和元年10月1日～令和5年9月30日）

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率となっていますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、取引等を税率ごとに区分して記帳するなどの経理（以下「区分経理」といいます。）を行う必要があります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び請求書等（区分記載請求書等）の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

区分記載請求書等保存方式について、詳しくは、
「Ⅲ 区分記載請求書等保存方式」(P27～)をご覧ください。

(5) 税額計算とその特例

消費税等の税率は複数税率となっていますので、区分経理に基づき、税率ごとに税額計算を行う必要があります。

なお、区分経理を行うことが困難な中小事業者（基準期間（法人：前々事業年度、個人：前々年）における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。）には、一定期間、売上税額や仕入税額の計算の特例が設けられています。

税額計算について、詳しくは、
「Ⅳ 税額計算」(P36～)を、
区分経理が困難な中小事業者を対象とした税額計算の特例について、詳しくは、
「Ⅴ 中小事業者の税額計算の特例」(P40～)をご覧ください。

日々の業務で必要な対応は…？



仕 入 れ

- 軽減税率対象品目の仕入れがあるか確認する。
- 軽減税率対象品目の仕入れがある場合、区分記載請求書等保存方式（P27参照）の下では、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がなければ、その取引の事実に基づき追記することも可能。
- 請求書等に基づき、仕入れを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。

軽減税率対象品目の売上げがなくても、会議費や交際費、雑費などの経費で飲食料品や新聞を購入する場合は対応が必要です。

売 上 げ

- 軽減税率対象品目を確認し、顧客からの問合せに答えられる準備をする。
- 軽減税率対象品目の売上げがある場合、区分記載請求書等保存方式の下では、請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」を記載して、交付する（適格請求書等保存方式における記載事項は、P57参照）。
- 請求書等（控）に基づき、売上げを税率ごとに区分して帳簿等に記帳する。

免税事業者の方も課税事業者の方と取引する場合、区分記載請求書の交付を求められる場合があります。

申 告

- ◎ 税率ごとに区分して記帳した帳簿等に基づき消費税額を計算する。
- ◎ 税率ごとに区分することが困難な場合、税額計算の特例により計算する。

○ 飲食料品の小売業を営む事業者の例

- 仕入先から交付された請求書等に記載された適用税率が正しいか確認



- 毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿等に記帳



- 必要に応じ、複数税率に対応したレジを導入・改修



- 必要事項を記載した請求書等を売上先に交付

スーパー〇〇 領収書	
11/2	
牛肉 8%	5,400円
割り箸	2,200円
合計	7,600円
(8%対象	5,400円)
(10%対象	2,200円)
お預り	8,000円
お釣	400円

※ 区分記載請求書等と適格請求書等では記載事項が異なります。

(6) 適格請求書等保存方式（令和5年10月1日～）

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。「適格請求書等保存方式」の下では、帳簿及び、適格請求書発行事業者として税務署長の登録を受けた課税事業者から交付を受けた適格請求書などの請求書等の保存が、仕入税額控除の適用を受けるための要件となります。

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 （いわゆるインボイス）等の保存

■適格請求書について

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書、領収書、レシートその他これらに類するものを行い、その様式や名称は問いません。

なお、適格請求書を交付しようとする課税事業者は、適格請求書発行事業者として登録を受ける必要があり、その登録申請は、令和3年10月1日からとなります。

(参考) 請求書等の記載事項の比較

区分記載請求書

- 書類の作成者の氏名又は名称
- 資産の譲渡等の年月日
- 課税資産の譲渡等に係る内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
- 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10% 対象		88,000円
8% 対象		43,200円

※軽減税率対象 △△商事株式会社

適格請求書

請求書		
株式会社〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円（税込）		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円 消費税 11,200円
10%対象		80,000円 消費税 8,000円
8%対象		40,000円 消費税 3,200円

※軽減税率対象 △△商事株式会社
登録番号 T12345.....

区分記載請求書の記載事項に以下を加えます。

- 登録番号
- 税率ごとの消費税額及び適用税率
(税率ごとに区分して合計した額は、「税抜き」又は「税込み」のいずれでもかまいません。)

〈 用 語 の 説 明 〉

1 課税期間 とは

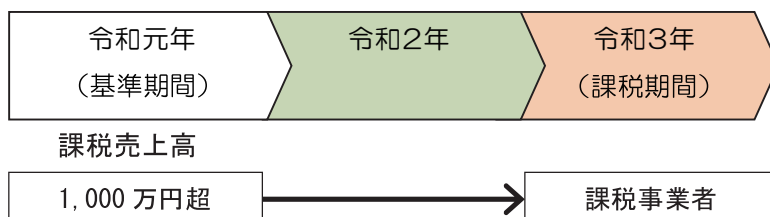
納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間をいいます。原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

2 基準期間 とは

ある「課税期間」において、消費税の納税義務が免除されるかどうか、簡易課税制度を適用できるかどうかを判断する基準となる期間をいいます。

原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度^(注3)をいいます。

例 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



令和元年の課税売上高が 1,000 万円超の場合には、令和3年は課税事業者となります。^(注4)

3 課税事業者 とは

事業者のうち、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ① 基準期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者
- ② 「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択している事業者
- ③ その他の消費税法の規定により納税義務が免除されない事業者

4 免税事業者 とは

基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者（適格請求書発行事業者を除きます。）をいいます。

5 課税売上高 とは

消費税が課税される取引の売上金額^(注5)と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます。^(注6)

なお、売上返品、売上値引や売上割戻し等に係る金額がある場合には、これらの合計額を控除します。

6 課税仕入れ とは

事業者が、事業として他の者^(注7)から資産を譲り受け、若しくは借り受け又は役務の提供を受けることをいいます。

課税仕入れに該当するもの	課税仕入れに該当しないもの
<ul style="list-style-type: none"> ○ 商品の仕入れや、機械等の事業用資産の購入・賃借、事務用品の購入、賃加工や運送等のサービス提供を受けること ○ 免税事業者や消費者からの商品や中古品等の仕入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地の購入や賃借、株式や債権の購入、利子や保険料の支払いなどの非課税取引 ○ 給与、税金の支払いなど

(注3)

前々事業年度が1年未満である法人については、その事業年度開始の日の2年前の日の前日から同日以後1年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間をいいます。

(注4)

基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、消費税の課税事業者となります。

特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年1月1日から6月30日までの期間、法人の場合は前事業年度開始の日以後6か月間をいいます。

(注5)

消費税額及び地方消費税額を除きます。

(注6)

棚卸資産の販売代金や請負工事代金、サービス料のほか、機械の賃貸収入、棚卸資産以外の資産の譲渡代金（機械、建物等の事業用資産の売却代金）等も含まれます。

(注7)

取引の相手方が課税事業者であるか否かを問いません（免税事業者及び消費者も含まれます。）。)

Ⅱ 軽減税率の対象品目

消費税の軽減税率の対象品目は、「飲食料品」、「新聞」です。この章では、これらの範囲について説明します。

1 飲食料品の範囲等



(1) 飲食料品とは

軽減税率の対象品目である「飲食料品」とは、食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類^(注1)を除きます。以下「食品」といいます。）をいい、食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているもの（その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限り、以下「一体資産」^(注2)）のうち、一定の要件を満たすものも含まれます。

この「食品」とは、全ての飲食物をいい、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」を除き、食品衛生法に規定する「添加物」を含むものとされています。

なお、ここでいう「飲食物」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

したがって、「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供される、

- ① 米穀や野菜、果実などの農産物、食肉や生乳、食用鳥卵などの畜産物、魚類や貝類、海藻類などの水産物
- ② めん類・パン類、菓子類、調味料、飲料等、その他製造又は加工された食品
- ③ 添加物（食品衛生法に規定するもの）
- ④ 一体資産のうち、一定の要件を満たすもの

をいい、

- ・ 酒税法に規定する酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品を除きます。

ただし、次の外食やケータリング等は「飲食料品の譲渡」に含まれません^(注3)。

外食

飲食店営業等、食事の提供を行う事業者が、テーブル・椅子等の飲食に用いられる設備(飲食設備)がある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供

ケータリング、出張料理等

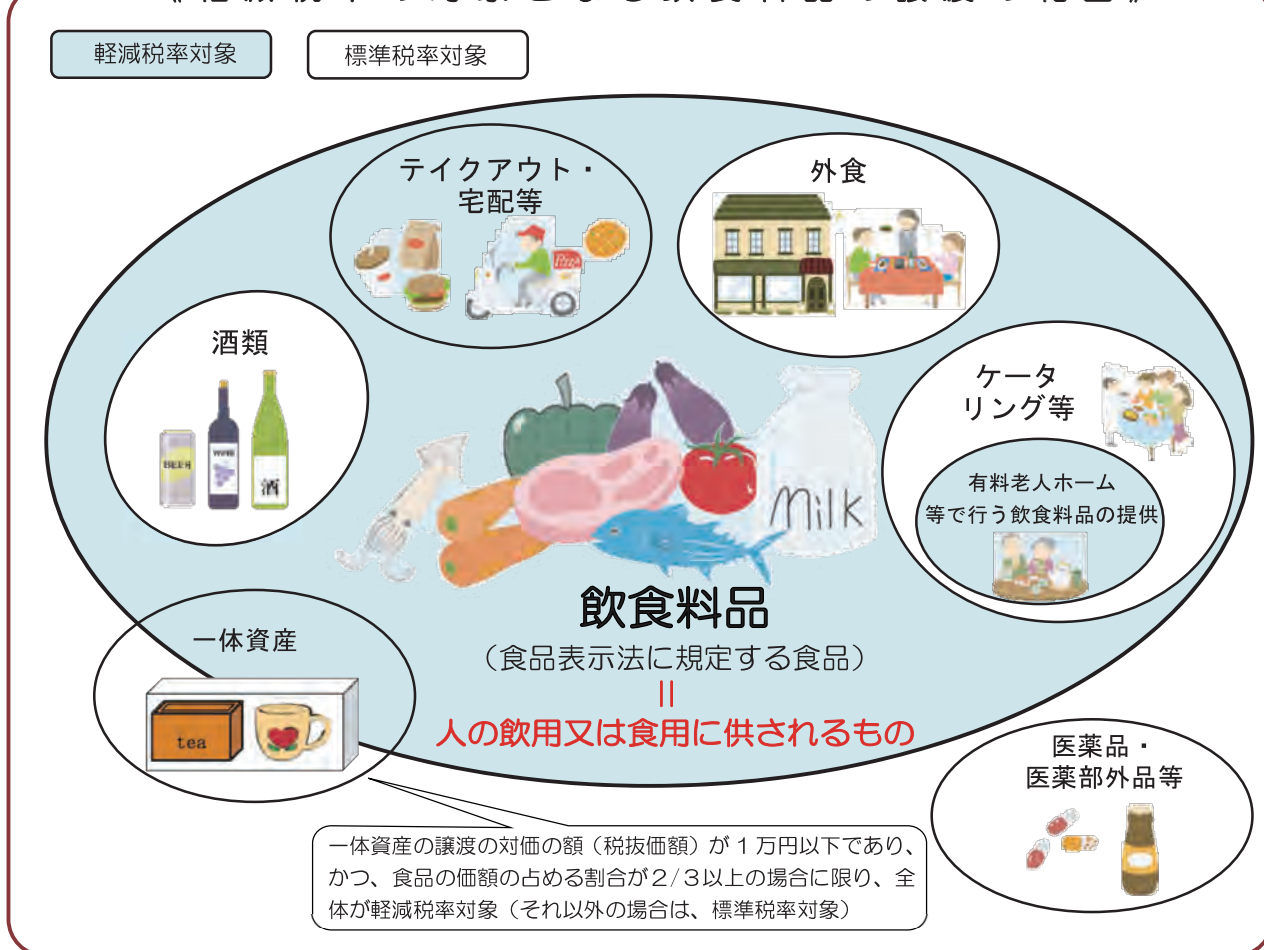
相手方が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供

(注1)
酒税法において酒類とは、アルコール分1度以上の飲料（飲用に供し得る程度まで水等を混和してそのアルコール分を薄めて1度以上の飲料とすることができるものや水等で溶解してアルコール分1度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含みます。）をいいます。

(注2)
一体資産の詳細については、[Ⅱ 2 一体資産 \(P14\)](#)を参照してください。

(注3)
外食、ケータリング・出張料理の詳細については、[Ⅱ 3 外食等の範囲 \(P18\)](#)を参照してください。

《 軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡の範囲 》



適用税率の判定時期

軽減税率が適用される取引か否かの判定は、事業者（売手）が課税資産の譲渡等を行う時、すなわち、飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行うこととなります。

したがって、飲食料品を販売する事業者が、人の飲用又は食用に供されるものとして譲渡した場合には、顧客がそれ以外の目的で購入し、又はそれ以外の目的で使用したとしても、その取引は「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

- 例) ・ 食用として販売した重曹を購入者が清掃用に用いたとしても、販売時の税率は軽減税率
 ・ 清掃用として販売した重曹を購入者が食用に用いたとしても、販売時の税率は標準税率

参 考

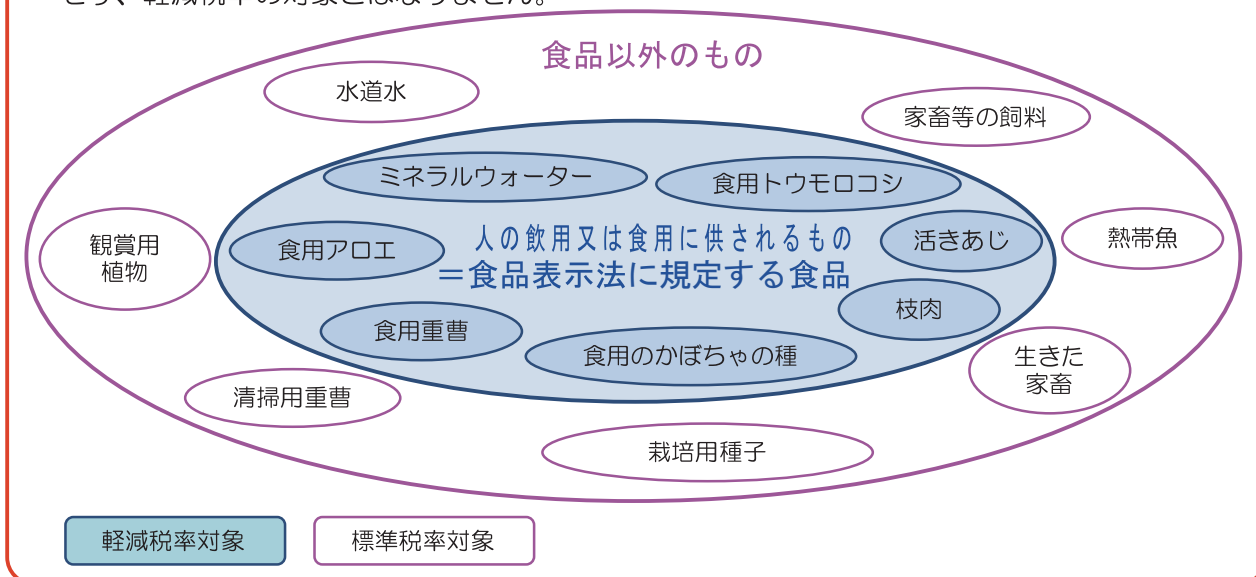
食品表示法（平成25年法律第70号）

第2条第1項

この法律において「食品」とは、全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品及び同条第9項に規定する再生医療等製品を除き、食品衛生法第4条第2項に規定する添加物（第4条第1項第1号及び第11条において単に「添加物」という。）を含む。）をいう。

《適用税率の判定イメージ》

人の飲用又は食用以外の用途に供するもの（食品表示法に規定する「食品」以外のもの）として取引される場合には、たとえ飲食が可能なものであっても、「飲食料品の譲渡」には該当せず、軽減税率の対象とはなりません。



(2) 「酒類」、「医薬品・医薬部外品等」

酒税法に規定する「酒類」は、軽減税率の対象となる「食品」から除かれています。このため、食品の製造原料として「酒類」を販売する場合であっても軽減税率の対象となりません。

なお、日本酒を製造するための原材料の米は、「酒類」ではありませんので、「食品」から除かれず、人の飲用又は食用に供されるものであることから、その販売は軽減税率の対象となります。

また、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する「医薬品」、「医薬部外品」及び「再生医療等製品」は、食品表示法上の「食品」から除かれていますので、これらの販売は、軽減税率の対象となりません。



もっと詳しく

■ 栄養ドリンクの適用税率は…？

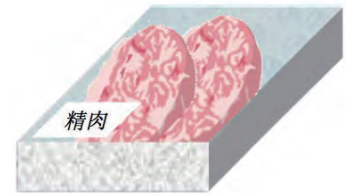
いわゆる栄養ドリンクのうち、「医薬品」や「医薬部外品」に該当するものの販売は、軽減税率の対象となりませんが、「医薬品」や「医薬部外品」に該当しない栄養ドリンクは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。



- 「飲食料品」とは、人の飲用又は食用に供されるものである。
- 軽減税率が適用される取引か否かは、事業者（売手）がその取引時点において、「食品」として（人の飲用又は食用に供されるものとして）取引するか否かにより判定する。
- 酒類、医薬品、医薬部外品、再生医療等製品は、「飲食料品」から、除かれる。

(3) 飲食料品を販売する際に使用される包装材料等

飲食料品の販売に際し使用される包装材料及び容器（以下「包装材料等」といいます。）が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるときは、その包装材料等も含め軽減税率の対象となる「飲食料品の譲渡」に該当します。



ここでの通常必要なものとして使用される包装材料等とは、その飲食料品の販売に付帯するものであり、通常、飲食料品が費消され又はその飲食料品と分離された場合に不要となるようなものが該当します。例えば、ジュースなどの飲料を販売するときの容器である缶やペットボトル、精肉や魚などを販売するときのトレイなどは、包装材料等に該当します。

注 意

包装材料等の販売者が行う、飲料メーカーに対する缶・ペットボトルの販売やスーパー等の小売店に対するトレイの販売は、容器そのものの販売ですので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の対象となりません。

なお、贈答用の包装など、包装材料等につき別途対価を定めている場合のその包装材料等の譲渡は、「飲食料品の譲渡」には該当しません。

また、例えば、陶磁器やガラス食器等の容器のように飲食の用に供された後において食器や装飾品として利用できるものを包装材料等として使用しており、食品とその容器をあらかじめ組み合わせて一の商品として価格を提示し販売しているものについては、その商品は「一体資産」^(注4)に該当し、一定の要件を満たすものに限り軽減税率が適用されます。

(注4)
一体資産の詳細については、
Ⅱ 2 一体資産 (P14)
を参照してください。



- 「飲食料品」の販売に付帯して通常必要なものとして使用される包装材料等は、その包装材料等も含めて「飲食料品の譲渡」に該当する。
- 別途対価を定めている場合の包装材料等の販売は、「飲食料品の譲渡」に該当しない。



Q ケーキの販売に必要な包装材料の仕入れは、軽減税率の対象となりますか。

A ケーキを包装するための包装材料は「飲食料品」に該当しません。
したがって、包装材料自体の仕入れは、軽減税率の対象とはなりません。

Q & A

Q キャラクターを印刷した缶箱にお菓子を詰めて販売していますが、この缶箱は、通常必要なものとして使用される容器に該当しますか。

A 飲食料品の販売に際して付帯するビニール袋、プラスチック容器、紙箱、缶箱等は、購入者によっては再利用されることがありますが、通常、販売者は、これらの包装材料等を自らが販売する飲食料品の包装材料等以外の用途（以下「他の用途」といいます。）に再利用させることを前提として付帯しているものではないと考えられます。このため、キャラクターが印刷された缶箱等であっても、基本的には、その販売に付帯して通常必要なものとして使用される容器に該当します。

ただし、例えば、その形状や販売方法等から、装飾品、小物入れ、玩具など、顧客に他の用途として再利用させることを前提として付帯しているものは、通常必要なものとして使用されるものに該当しません。

Q あらかじめ、割り箸を付帯した状態で包装された弁当や、容器に接着する形で付帯しているストロー付き紙パック飲料の販売は、軽減税率の対象となりますか。

A 飲食料品に食器具等（弁当に付帯する割り箸や楊枝、スプーン、お手拭き、飲料に付帯するストローなど）を付帯して販売する場合、これらの食器具等は、通常、その飲食料品を飲食する際にのみ用いられるものであるため、その販売は、これらの食器具等も含め「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

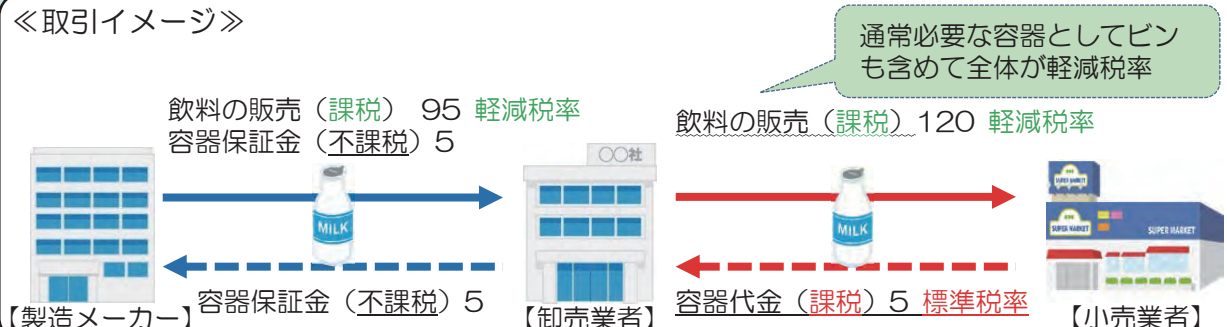
飲用後に回収される空びんの取扱いはどうなるの…？

下記「取引イメージ」のような取引の場合、卸売業者が、小売業者や飲食店等に対して清涼飲料を販売する際に使用するガラスびんは、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるため、清涼飲料の販売は、ガラスびんも含めて「飲食料品の譲渡」として軽減税率の対象となります。

他方、飲用後の空びんを回収する際に小売業者等に支払う「びん代」は、小売業者等から受けた「飲食料品の譲渡」の対価ではなく、「空びんの譲渡」の対価であることから、軽減税率の対象とはなりません。なお、「びん代」を売上げに係る対価の返還等として処理することも差し支えありません。

また、容器等込みで飲料を仕入れる際に支払い、飲料を消費等した後に空の容器等を返却したときに返還を受けることとされているいわゆる「容器保証金」は、消費税の課税対象外であるため課税仕入れに該当しません。

「取引イメージ」



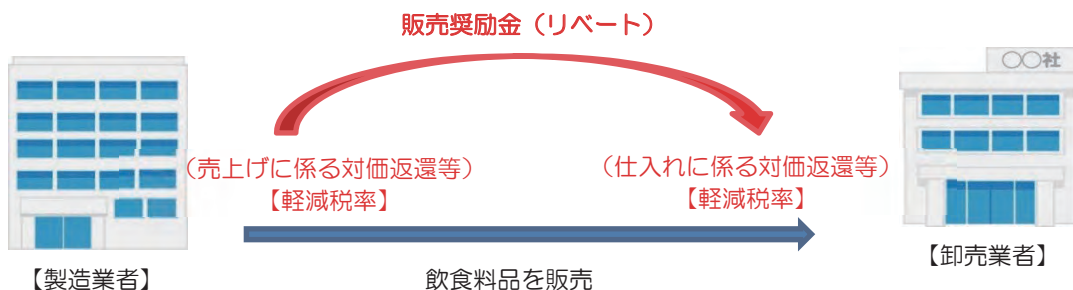
(4) 販売奨励金（リベート）

事業者が販売促進の目的で課税資産の販売数量、販売高等に応じて取引先（課税仕入れの相手方のほか、その課税資産の製造者、卸売業者等の取引関係者を含む。）から金銭により支払を受ける販売奨励金等は、仕入れに係る対価の返還等に該当します。

同様に事業者が支払う販売奨励金等は、売上げに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等については、それぞれその対象となった課税資産の譲渡又は課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することとなります。

したがって、その売上げに係る対価の返還等又は仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。



注 意

「販売奨励金」という名目でやり取りが行われるものであっても、例えば、「販路拡大」などの役務の提供の対価として支払う（受け取る）ものは、軽減税率の対象とはなりません。

したがって、「飲食料品の譲渡」に伴いやり取りされる「販売奨励金」やいわゆる「リベート」などは、その目的や性質等によって「売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等」であるのか、あるいは「役務の提供の対価」として支払う（受け取る）ものであるのかを整理し、適用税率を判定する必要があります。



Q 清涼飲料の自動販売機を設置している事業者が、飲料メーカーから受け取る販売手数料（清涼飲料の販売数量等に応じて計算されたもの）は、軽減税率の対象となりますか。

A 自動販売機の販売手数料は、自動販売機の設置等に係る対価として支払を受けるものです。

したがって、その対価の額が販売数量等に応じて計算されるものであったとしても、飲食料品の売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等には該当せず、「役務の提供」の対価に該当しますので、軽減税率の対象とはなりません。

Q スーパーマーケットの物流センターに食品を納品している卸売業者が支払う物流センターの使用料等（いわゆるセンターフィー）（食品の販売数量等に応じて計算されたもの）は、軽減税率の対象となりますか。

A いわゆるセンターフィーは、物流センターの使用等に係る対価として支払うものです。

したがって、その対価の額が販売数量等に応じて計算されるものであったとしても、飲食料品の売上げ（又は仕入れ）に係る対価の返還等には該当せず、「役務の提供」の対価に該当しますので、軽減税率の対象とはなりません。

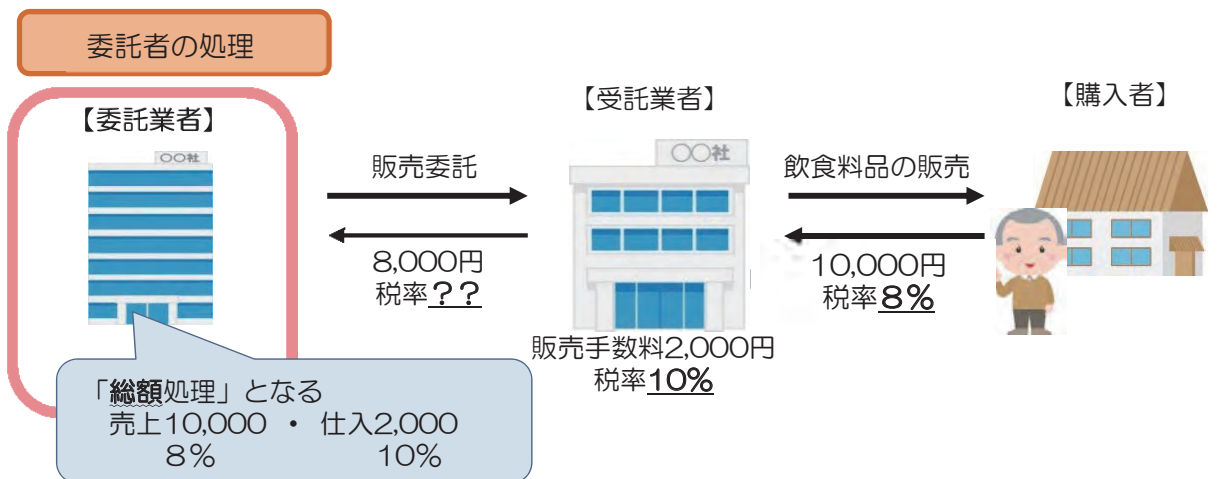
(5) 委託販売手数料

委託販売その他業務代行等（以下「委託販売等」といいます。）を通じて商品を販売する委託者については、原則として、委託販売等に伴い収受した金額が委託者における資産の譲渡等の金額となります。また、受託者に支払う委託販売手数料が課税仕入れに係る支払対価の額となります（以下「総額処理」といいます。）。

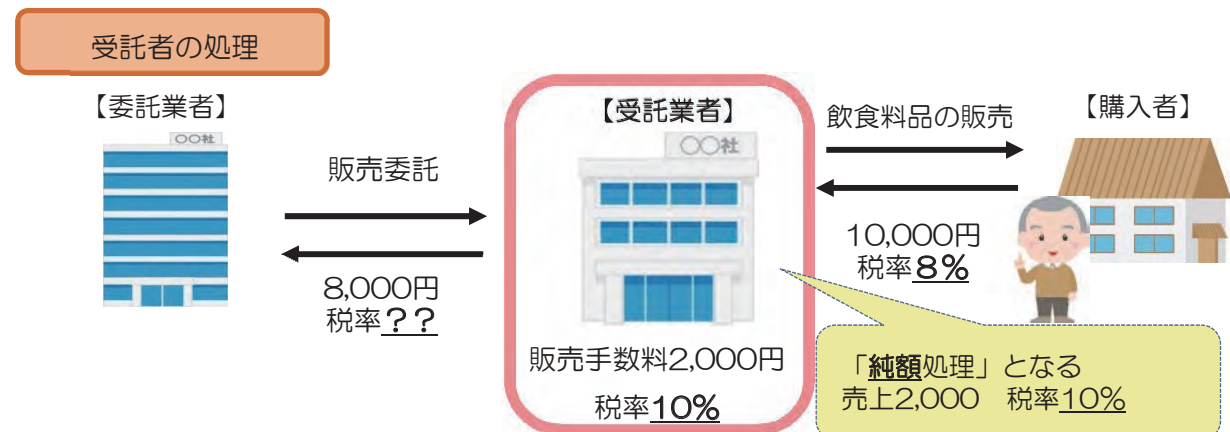
軽減税率制度の実施前における単一税率の下では、その課税期間中に行った委託販売等の全てについて、その資産の譲渡等の金額からその受託者に支払う委託販売手数料を控除した残額を委託者における資産の譲渡等の金額とすることが認められていました（以下「純額処理」といいます。）。

軽減税率制度の実施後においては、委託販売等を通じて受託者が行う飲食料品の譲渡は軽減税率の対象となる一方、受託者が行う委託販売等に係る役務の提供は、その取扱商品が飲食料品であったとしても、軽減税率の対象となりません。

したがって、その取扱商品が飲食料品である場合には、受託者が行う販売と委託販売等に係る役務の提供の適用税率が異なるため、委託者は、純額処理をすることはできないこととなります。



(参考) 受託者においては、手数料分を売上げとして計上する。



(6) 飲食料品の輸入取引

保税地域から引き取られる課税貨物のうち、「飲食料品」に該当するものについては、軽減税率が適用されます。課税貨物が「飲食料品」に該当するか否か(軽減税率の対象となるか否か)は、輸入の際に、人の飲用又は食用に供されるものとして輸入されるか否かにより判定します。



もっと詳しく

■ 様々な販売方法に関する取扱いは…？

通信販売や自動販売機での販売など、様々な販売方法における軽減税率の適用関係や、送料込みの商品や品質保持のために必要な保冷剤等を付けた商品の販売に関する軽減税率の適用関係は、下表のとおりです。

販売方法等	適用税率
通信販売	インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食料品」に該当する場合には、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。
送料込み商品	飲食料品の譲渡に要する送料は、飲食料品の譲渡の対価ではありませんので、軽減税率の対象となりません。 なお、例えば、「送料込み商品」の販売など、別途送料を求めない場合、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。
保冷剤等を付けた商品の販売	別途料金を受領する場合の保冷剤等は、「飲食料品」に該当しないことから、軽減税率の対象となりません。 なお、サービスで保冷剤等を付けた商品は、その保冷剤等も含めて、その商品が「飲食料品」に該当するのであれば、軽減税率の対象となります。
自動販売機	自動販売機により行われるジュース、パン、お菓子等の食品の販売は、飲食料品を飲食させる役務の提供（外食）を行っているものではなく、単にこれらの飲食料品を販売するものであることから、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。
果樹園の入園料	果樹園での果物狩りの入園料は、顧客に果物を収穫させ、収穫した果物をその場で飲食させるといった役務の提供に該当しますので、「飲食料品の譲渡」に該当せず、軽減税率の対象となりません。
飲食料品のお土産付きのパック旅行の販売	飲食料品のお土産が付いているパック旅行は、様々な資産の譲渡等（交通、宿泊、飲食など）を複合して提供されるものであり、旅行という包括的な一の役務の提供を行っていることとなりますので、たとえ飲食料品のお土産が付く場合であっても、その対価の全体が軽減税率の対象となりません。

販売方法に応じて、軽減税率の対象になるか判定が必要です。



2 一体資産

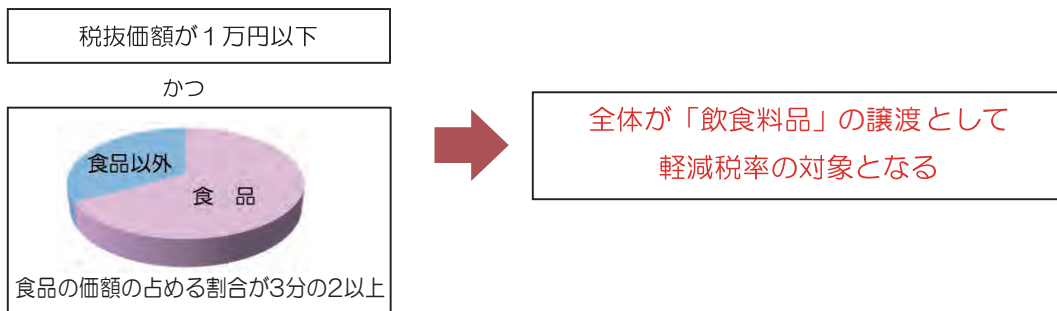
(1) 一体資産とは

「一体資産」とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子のよ
うに、次のイ及びロのいずれにも該当するものをいいます。
イ 食品と食品以外の資産があらかじめ一の資産を形成し、
又は構成しているもの
ロ 一の資産の価格のみが提示されているもの



「一体資産」の譲渡は、原則として軽減税率の対象ではありませんが、次のいずれの要件も満たす場合は、飲食料品の譲渡として、その全体が軽減税率の対象となります。

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が**1万円以下**であること
- ② 一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が**3分の2以上**であること



(2) 一の資産の価格のみが提示されているもの

一体資産は、「一の資産の価格のみが提示されているもの」に限られますので、例えば、次のような場合は、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているものであっても、「一体資産」に該当しません。

- ① 食品と食品以外の資産を組み合わせた一の詰め合わせ商品について、当該詰め合わせ商品の価格とともに、これを構成する個々の商品の価格を内訳として提示している場合 (注5)



セット〇〇円

紅茶 〇〇円

カップ 〇〇円

- ② それぞれの商品の価格を提示して販売しているか否かにかかわらず、食品と食品以外の資産を、例えば「よりどり3品 △△円」との価格を提示し、顧客が自由に組み合わせることができるようにして販売している場合 (注5、6)



よりどり3品 △△円

(注5)

①、②で個々の商品の価格が明らかな場合、個々の商品ごとに適用税率を判定することとなります。

(注6)

②の場合に個々の商品に係る対価の額が明らかでないときは、対価の額を合理的に区分することとなります。

なお、(注5)、(注6)の場合とともに、「一括譲渡」に該当します。一括譲渡については、[II 2 \(5\) 一括譲渡 \(P 17\)](#)を参照してください。

食品と食品以外の資産が選択可能な場合の一体資産該当性

セット商品を構成する食品又は食品以外の資産について、顧客や事業者が選択可能な場合は、あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものではないため、「一体資産」に該当せず、「一括譲渡」（課税関係の異なる2以上の資産（①軽減税率の対象資産、②軽減税率の対象とならない資産、③非課税対象資産のうち異なる2以上の資産）を同一の者に同時に譲渡すること）に該当します。一括譲渡において、それぞれの資産の譲渡等の対価の額が合理的に区分されていない場合には、それぞれの資産の価額に基づき合理的にあん分するなどして、軽減税率対象の対価の額、軽減税率対象外の対価の額を算出することとなります。

※ 「一括譲渡」については、P17 を参照してください。

(3) 食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合

前ページ(1)②「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合」とは、事業者の販売する商品や販売実態等に応じ、例えば、次の割合など、事業者が合理的に計算した割合であれば、これによって差し支えありません。

- ① 一体資産の譲渡に係る売価のうち、合理的に計算した食品の売価の占める割合
- ② 一体資産の譲渡に係る原価のうち、合理的に計算した食品の原価の占める割合

原価による場合の計算例

紅茶とティーカップの一体資産^(注7)

販売価格（税抜き）：1,000 円

仕入価格（税込み）：紅茶 450 円、ティーカップ 200 円



この場合は、上記②（原価による計算）に示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

紅茶（食品）の原価 / 一体資産の譲渡の原価 = 一体資産の譲渡の原価のうち、食品の占める割合
450 円 / 650 円 ≒ 69.2% ≥ 3分の2 (66.666...%)

したがって、この商品の販売は、

- ① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下（1,000 円）
 - ② 食品に係る部分の割合が3分の2以上（69.2%）
- であることから、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

(注7)
一体資産を包装する容器は、販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであることを前提としています。

こんな方法は認められる…？

○ 原価に占める割合により計算を行う場合において、その原価が日々変動するなど、その割合の計算が困難なときは、前課税期間における原価の実績等により合理的に計算することが認められます。

✗ 売価又は原価と何ら関係のない、例えば、重量・表面積・容積等といった基準のみにより計算した割合は、その一体資産に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合として合理的な方法により計算した割合とは認められません。

売価による場合の計算例

ハーブティーとティーカップの一体資産

販売価格（税抜き）：2,000 円

※ ハーブは販売者自身が栽培したものであり、ハーブティーは単品では販売していない。

※ ティーカップは販売価格（税抜き）500 円のもの。



この場合は、前ページ①（売価による計算）に示した計算方法によって計算し、その結果、食品に係る部分の割合が3分の2以上であるものに該当します。

イ ハーブティーの売価とする金額

一体資産の譲渡の売価 ティーカップの売価 ハーブティーの売価とする金額
2,000 円 - 500 円 = 1,500 円

ロ 一体資産の譲渡等の売価のうち、食品の占める割合

ハーブティーの売価とする金額 一体資産の譲渡の売価 一体資産の譲渡の売価のうち、食品の占める割合
1,500 円 / 2,000 円 = 75.0% ≥ 3分の2 (66.666...%)

したがって、この商品の販売は、

① 一体資産の譲渡の対価の額（税抜価額）が1万円以下（2,000 円）

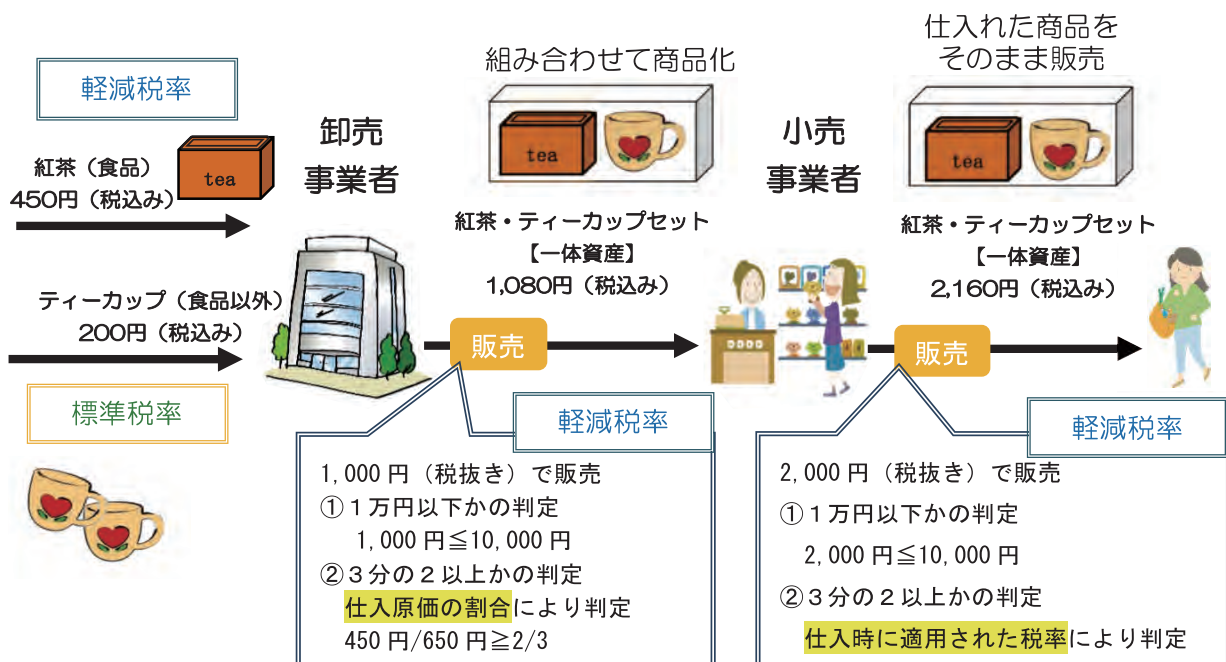
② 食品に係る部分の割合が3分の2以上（75.0%）

であることから、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

(4) 合理的な割合が不明な場合（小売事業者等）

小売業や卸売業等を営む事業者が、一体資産に該当する商品を仕入れて販売する場合において、販売する対価の額（税抜価額）が1万円以下であれば、その課税仕入れのときに仕入先が適用した税率をそのまま適用して差し支えありません。

仕入先が適用した税率による判定例



(5) 一括譲渡

例えば、スーパーで肉・野菜などの食品と日用品を販売する場合など、食品と食品以外の商品を一括して販売した場合には、一括譲渡に該当し、その商品が食品であれば軽減税率が、食品以外のものであれば標準税率が適用されることとなります。

このような取引につき、対価の合計額から一括して値引きを行う場合（例えば、レジで500円の割引券の提示を受けて、値引きする場合など）には、合理的に区分して、適用税率ごとの値引後の対価の額を算出する必要があります。

もっと詳しく

■ 適用税率ごとの値引後の対価の額の合理的な区分方法は…？

例えば、顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引額控除後の対価の額を区分します。

なお、一括譲渡の際に顧客へ交付する領収書等において、いずれの商品から値引きされているかを問わず、適用税率ごとの値引額又は値引額控除後の対価の額が表示されている場合には、合理的に区分されていることとなります。

したがって、例えば、軽減税率の対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

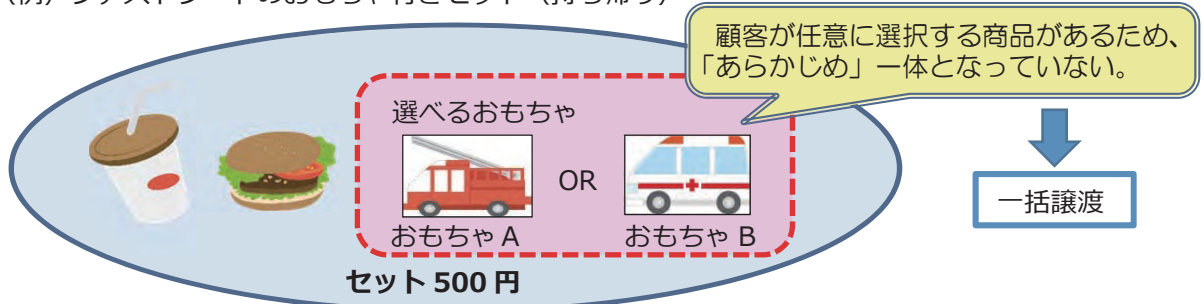
食品と、選べるおもちゃの一括譲渡は…？

セット商品を構成する食品又は食品以外の資産について、顧客や事業者が選択可能であれば、「一括譲渡」に該当します。したがって、それぞれの資産の譲渡の対価の額が合理的に区分されていない場合には、それぞれの資産の価額に基づき合理的にあん分する必要があります（P15参照）。

このセット商品の食品以外の資産が非売品であれば、以下のような例の場合、セット商品の売価から実際に販売されている商品の単品の価格を控除した後の残額を非売品の売価とし、おもちゃの売価を0円とすることも合理的に区分されたものと考えられます。

また、実態として、非売品なしでもセット商品の価格が変わらない場合には、非売品の対価を求めていないと認められますので、非売品の売価を0円とすることも合理的に区分されたものと考えられます。

(例) ファストフードのおもちゃ付きセット（持ち帰り）



■ 対価の額を合理的に区分



250円



300円

単品の価格



非売品

セットの売価 単品の価格
500円 - (250円 + 300円)
= 非売品（おもちゃ）の売価（0円）
…合理的に区分したものと認められる

3 外食等の範囲

(1) 外食とは

「外食」は、軽減税率の対象となりません。ここでいう「外食」とは、飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供をいい、次の①、②の要件をいずれも満たすものをいいます。

- ① テーブル、椅子、カウンターその他の飲食に用いられる設備（以下「飲食設備」といいます。）のある場所において（場所要件）
- ② 飲食料品を飲食させる役務の提供（サービス要件）

具体例としては、レストランやフードコートでの食事の提供が「外食」に該当します。

飲食店業等の事業を営む者が行うものであっても、いわゆる「テイクアウト（持ち帰り販売）」など、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食料品を飲食させる役務の提供には当たらない単なる飲食料品の販売であることから、軽減税率の対象となります。



■ 「飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供」の範囲は…？

飲食店業等の事業を営む者が行う食事の提供には、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当します。

したがって、食品衛生法上の飲食店営業を営む者が行うものでなくても、①の場所要件、②のサービス要件を満たす場合には、「外食」に該当します。



- 「外食」に該当するかどうかは、①場所要件、②サービス要件を満たすか否かにより判定する。
- 「外食」は、飲食店営業を行う者でなくても、飲食料品をその場で飲食させる事業を営む者が行う全ての食事の提供が該当する。

■ 「飲食設備」の範囲は…？

飲食設備とは、飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問いませんので、例えば、テーブルのみ、椅子のみ、カウンターのみ若しくはこれら以外の設備又は飲食目的以外の施設等に設置されたテーブル等であっても、これらの設備が飲食に用いられるのであれば、飲食設備に該当します。

また、飲食料品を提供する事業者と飲食設備を設置・管理する者（以下「設備設置者」といいます。）が異なっても、飲食料品の提供を行う事業者と設備設置者との間の合意等に基づき、その設備を顧客に利用させることとしている場合、その設備はその飲食料品を提供する事業者にとっての飲食設備に該当します。しかし、こうした合意等に基づいて利用させることとしているものではない、誰でも利用できる公園のベンチなどは、原則、飲食設備に該当しません。

もっと詳しく

■ 「合意等」の範囲は…？

「合意等」には、契約書等で明らかにされている明示的な合意のみならず、「黙示の合意」も含まれます。

「黙示の合意」とは、

- 飲食料品を提供する事業者が、設備設置者との明示の合意なく自らの顧客にその設備を使わせていることが設備設置者に黙認されており、かつ、
- 飲食料品を提供する事業者がその設備を「管理支配しているような状況」をいいます。また、ここでいう「管理支配しているような状況」とは、例えば、その設備にメニュー等を設置、顧客を案内、配膳、下膳、清掃を行っているなど、自らの飲食設備として利用させている状況が挙げられます。

(2) 「テイクアウト（持ち帰り販売）」

「テイクアウト（持ち帰り販売）」など、飲食料品を持ち帰りのための容器に入れ、又は包装を施して行う譲渡は、飲食設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供に当たらない単なる飲食料品の譲渡に該当し、軽減税率の対象となります。

「外食」に該当するか、「テイクアウト（持ち帰り販売）」に該当するかどうかは、事業者（売手）が飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で、顧客に意思確認を行うなどの方法によって判定します。

なお、顧客への意思確認は、各事業者が販売している商品や事業形態に応じた、適宜の方法で行っていただくこととなります。

○ ファストフード店



○ イートインスペースのあるコンビニエンスストア



※ 例えば、上記のような掲示を行うなどの対応があります。



- 飲食に用いられる設備であれば、「飲食設備」に該当する。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」は軽減税率の対象である。
- 「テイクアウト（持ち帰り販売）」か否かは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法により判定する。

イトインスペースで飲食される物の限定

店舗に、テーブルや椅子を設置したイトインスペースがある場合に、「お飲み物とベーカリーコーナーのパンについてはお会計いただいた後イトインスペースでお召上がりいただけます」といった掲示を行うなど、実態としてそれら（飲み物とパン）以外の飲食料品を顧客に飲食させていないときは、それら以外の飲食料品については、そのイトインスペースにおいて飲食されることが明らかであることから、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

（注） 飲み物とパンのみが飲食可能な旨の掲示を行っていたとしても、実態としてそれら以外の飲食料品も顧客に飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の対象となるかないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。



Q & A

Q ファストフード店で、一の商品であるハンバーガーとドリンクのセット商品を販売する際に、顧客からドリンクだけを店内飲食すると意思表示された場合の適用税率について教えてください。

A ハンバーガーとドリンクのセット商品は、一の商品であることから、意思確認の結果、そのセット商品の一部（ドリンク）を店内飲食し、残りを持ち帰ると申し出があったとしても、ファストフード店は、一のセット商品の一部をその場で飲食させるために提供することになります。

したがって、そのセット商品の販売は、「食事の提供」に該当し、顧客がドリンク以外を持ち帰ったとしても軽減税率の対象となりません。

なお、持ち帰りのハンバーガーと店内飲食するドリンクを単品で販売する場合、持ち帰りのハンバーガーは「飲食料品の譲渡」として軽減税率の対象となり、店内飲食するドリンクは「食事の提供」として軽減税率の対象となりません。

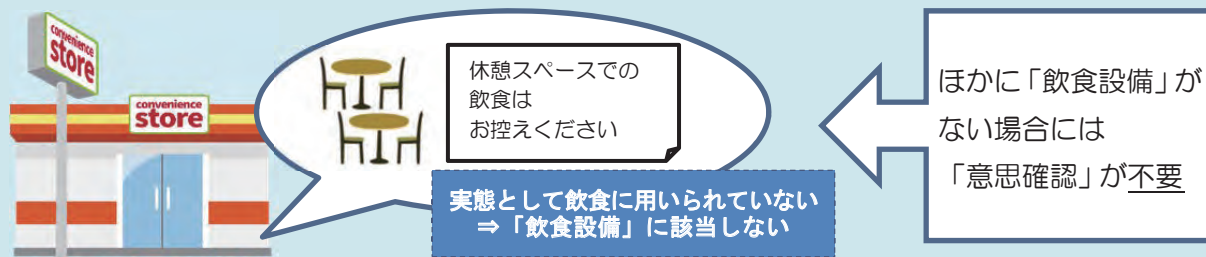
こんなときの「意思確認」はどうするの…？

スーパーマーケットの休憩スペース等での飲食

「飲食設備」とは、飲食に用いられる設備であれば、その規模や目的を問わないため、スーパーマーケットの休憩スペースであっても、飲食設備に該当します。そのため、その休憩スペースにおいて顧客に飲食料品を飲食させる役務の提供は「食事の提供」に該当し、軽減税率の対象となりません。したがって、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の対象となるかならないかを判定していただくこととなります。

なお、「飲食はお控えください」といった掲示を行うなど、実態として顧客に飲食させていない休憩スペース等や、従業員専用のバックヤード、トイレ、サッカー台のように顧客により飲食に用いられないことが明らかな設備については、飲食設備に該当しません。そのため、ほかに飲食設備がない場合には、持ち帰り販売のみを行うこととなりますので、意思確認は不要となります。

(注) こうした掲示を行っている休憩スペース等であったとしても、実態としてその休憩スペース等で顧客に飲食料品を飲食させているような場合におけるその飲食料品の提供は「食事の提供」に当たり、軽減税率の対象となりません。したがって、店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の対象となるかならないかを判定していただくこととなりますのでご注意ください。



飲食可能な場所を明示した場合の意思確認の方法

店舗に、顧客が飲食にも利用することができる休憩スペースのほか、階段脇や通路沿いにベンチ等を設置しているような場合で、休憩スペースでのみ飲食を可能としており、「飲食される場合には休憩スペースをご利用ください」といった掲示を行っているようなときは、掲示により休憩スペースのみを飲食可能な設備として指定しているため、それ以外のベンチ等は、飲食に用いられないもの（飲食設備に該当しないもの）と考えられます。

ただし、店舗には顧客が飲食可能な休憩スペース（飲食設備）があるため、飲食料品の販売に際しては、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法で、軽減税率の対象となるかならないかを判定していただくこととなりますが、その際には、例えば「お買い上げの商品を休憩スペースを利用してお召し上がりになる場合にはお申し出ください」等の掲示を行うなど、営業の実態に応じた方法により意思確認を行うこととして差し支えありません。



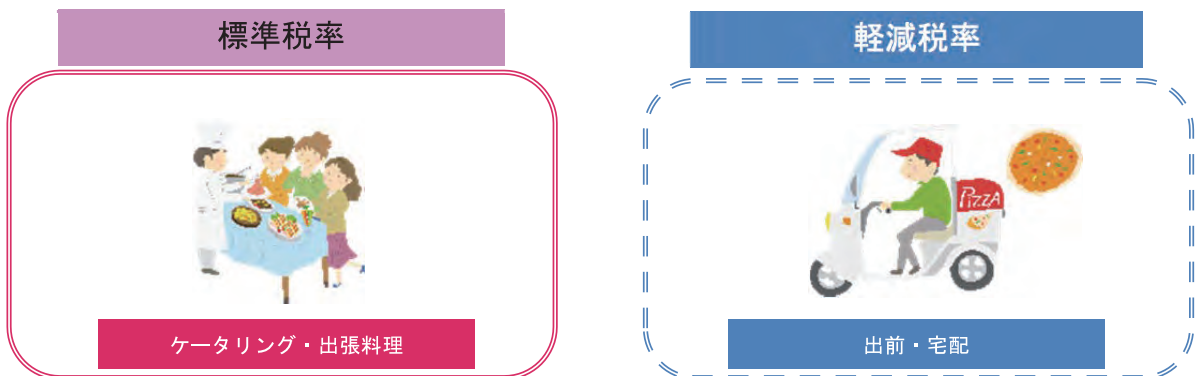
(3) ケータリング、出張料理

顧客が指定した場所において行う加熱、調理又は給仕等の役務を伴う飲食料品の提供である、いわゆる「ケータリング」、「出張料理」等は、軽減税率の対象となりません。

ここでいう、「加熱、調理又は給仕等の役務を伴う」とは、相手方が指定した場所で、飲食料品の提供を行う事業者が食材等を持参し、調理して提供するものや、調理済みの食材をその指定された場所で加熱して温かい状態で提供する場合のほか、例えば、以下のような場合も該当します。

- ① 相手方が指定した場所で飲食料品の盛り付けを行う場合
- ② 相手方が指定した場所で飲食料品が入っている器を配膳する場合
- ③ 相手方が指定した場所で飲食料品の提供とともに取り分け用の食器等を飲食に適する状態に配置する場合

なお、指定された場所での加熱、調理又は給仕等が伴わない、いわゆる「出前」、「宅配」は、単に飲食料品を届けるだけであるため、「飲食料品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となりません。



(4) 有料老人ホーム等での飲食料品の提供、学校給食等

有料老人ホームや小中学校などで提供される食事（以下「給食等」といいます。）で、これらの施設で日常生活や学校生活を営む者（以下「入居者等」といいます。）の求めに応じて、その施設の設置者等が調理等をして提供するもののうち、一定の基準を満たすものについては、軽減税率の対象となります（具体的な対象範囲は次ページ参照）。

■ 軽減税率の対象となる給食等の限度額は…？

次ページに掲げる施設の設置者等が同一の日に同一の入居者等に対して行う飲食料品の提供の対価の額（税抜き）が1食につき640円以下であるもののうち、その日の最初に提供された飲食料品の提供の対価の額から累計した金額が1,920円に達するまでの飲食料品の提供が軽減税率の対象となります。

また、累計額の計算方法につきあらかじめ書面で累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を定めている場合にはその方法によることとされています。



軽減税率の対象となる給食等（飲食料品の提供）の範囲

施設	飲食料品の提供の範囲
有料老人ホーム	有料老人ホームの設置者又は運営者が、入居者 ^(注1) に対して行う飲食料品の提供
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅の設置者又は運営者が、入居者に対して行う飲食料品の提供
義務教育諸学校 ^(注2)	義務教育諸学校の設置者が、その児童又は生徒の全て ^(注3) に対して学校給食として行う飲食料品の提供
夜間課程を置く高等学校	高等学校の設置者が、夜間課程で教育を受ける生徒の全て ^(注3) に対して夜間学校給食として行う飲食料品の提供
特別支援学校の幼稚部又は高等部	特別支援学校の設置者が、その幼児又は生徒の全て ^(注3) に対して学校給食として行う飲食料品の提供
幼稚園	幼稚園の設置者が、その施設で教育を受ける幼児の全て ^(注3) に対して学校給食に準じて行う飲食料品の提供
特別支援学校の寄宿舍	寄宿舍の設置者が、寄宿舍に寄宿する幼児、児童又は生徒に対して行う飲食料品の提供

(注)1 軽減税率の対象となる有料老人ホームでの飲食料品の提供は、サービス付き高齢者向け住宅の入居者と同様、以下の入居者に対するものに限られます。

- ① 60歳以上の者
 - ② 要介護認定又は要支援認定を受けている60歳未満の者
 - ③ ①又は②に該当する者と同居している配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。)
- 2 義務教育諸学校とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいいます。
- 3 アレルギーなどの個別事情により全ての児童又は生徒に対して提供することができなかったとしても軽減税率の対象となります。

軽減税率の対象となる給食等の限度額の計算例

例えば、朝食 500 円、昼食 550 円、間食 500 円、夕食 640 円である場合（税抜金額）

- 1 あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を明らかにしていない場合
- | | | | | |
|-------------|--------------|--------------|--------------|------------------|
| 朝食（軽減） | 昼食（軽減） | 間食（軽減） | 夕食（標準） | 合計（うち軽減税率対象） |
| 500円 ≤ 640円 | 550円 ≤ 640円 | 500円 ≤ 640円 | 640円 ≤ 640円 | = 2,190円（1,550円） |
| （累計 500 円） | （累計 1,050 円） | （累計 1,550 円） | （累計 2,190 円） | |

夕食は、1食につき640円以下ですが、朝食から夕食までの対価の額の累計額が1,920円を超えていますので、軽減税率の対象となりません。

- 2 あらかじめ書面において、累計額の計算の対象となる飲食料品の提供を、朝食、昼食、夕食としていた場合

朝食（軽減）	昼食（軽減）	間食（標準）	夕食（軽減）	合計（うち軽減税率対象）
500円 ≤ 640円	550円 ≤ 640円	500円 ≤ 640円	640円 ≤ 640円	= 2,190円（1,690円）
（累計 500 円）	（累計 1,050 円）	累計対象外	（累計 1,690 円）	

間食は、1食につき640円以下ですが、あらかじめ書面において、累計額の対象としていないので軽減税率の対象となりません。



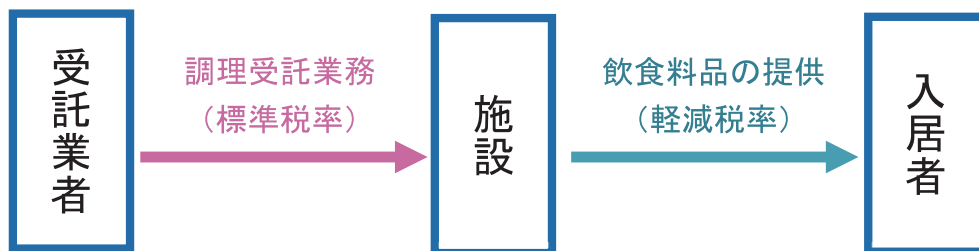
&



有料老人ホームの設置者から、入居者へ提供する給食の調理業務を受託していますが、この調理受託業務は、軽減税率の対象となりますか。



軽減税率が適用されるのは、有料老人ホームの設置者等が一定の入居者に対して行う一定の飲食料品の提供です。したがって、有料老人ホームの入居者への飲食料品の提供を他の事業者へ委託している場合における、その有料老人ホームの設置者等と調理受託業者との間の調理受託業務取引については、軽減税率の対象となりません。



- 「ケータリング」、「出張料理」は、軽減税率の対象とならない。
- 「出前」、「宅配」は、軽減税率の対象となる。
- 有料老人ホーム等での飲食料品の提供、義務教育諸学校の学校給食等のうち、一定の基準を満たすものは、軽減税率の対象となる。
- 外部業者と施設設置者等との間の調理受託業務等は、軽減税率の対象とならない。

軽減税率
(外食等に当たらない)

- 屋台での飲食料品の持ち帰り販売
※ その屋台に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合
- イートインスペース付きのコンビニエンスストアでの持ち帰り販売(持ち帰りとして販売される飲食料品の譲渡)
※ 顧客に対して店内飲食か持ち帰りか
の意思確認等を行うことで判定
- ファストフード店でのテイクアウト
- 列車内の移動ワゴン販売
- 映画館の売店での飲食料品の販売
※ その売店に飲食設備がない場合又は持ち帰りの場合
- 遊園地の売店での持ち帰り販売
※ 園内で食べ歩く又は園内に
点在するベンチで飲食する場合
- そばの出前、ピザの宅配
- 学校給食
- 有料老人ホーム等での一定の飲食料品の提供



標準税率
(外食等に当たる)

- セルフサービスの飲食店
- 屋台での飲食料品の販売
※ その屋台に飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合
- イートインスペース付きのコンビニエンスストアでの食事の提供(顧客が店内飲食の意思表示をした場合)
※ 顧客に対して店内飲食か持ち帰りか
の意思確認等を行うことで判定
- ファストフード店での店内飲食
- 飲食店で注文した食事の残りを持ち帰る場合
- 列車内の食堂施設での飲食
- カラオケボックスの客室での飲食
- 映画館の売店での飲食料品の販売
※ その売店が飲食設備を設置し、その飲食設備で飲食させる場合
- 遊園地の売店の管理が及び売店のそばにある椅子での飲食
- 料理代行サービス
- 学生食堂



4 新聞の範囲

(1) 軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」

軽減税率の対象となる「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡をいいます。

(2) 週2回以上の発行

軽減税率の対象となる「週2回以上発行される新聞」とは、通常発行予定日が週2回以上とされている新聞をいいますので、国民の祝日等、休刊日により週1回の発行となる週があったとしても、通常の週において2回以上発行されていれば、週2回以上発行される新聞に該当します。

(3) 定期購読契約

定期購読契約とは、その新聞を購読しようとする者に対して、その新聞を定期的に継続して供給することを約する契約をいいます。

したがって、コンビニエンスストア等の新聞の販売は、定期購読契約に基づくものではないため、軽減税率の対象となりません。



スポーツ新聞や業界紙の販売は、軽減税率の対象となりますか。



スポーツ新聞や業界紙、日本語以外の新聞等についても、週2回以上発行される新聞で、定期購読契約に基づく譲渡であれば、軽減税率の対象となります。



インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、軽減税率の対象となりますか。



インターネットを通じて配信する電子版の新聞は、電気通信回線を介して行われる役務の提供である「電気通信利用役務の提供」に該当し、「新聞の譲渡」に該当しませんので、軽減税率の対象となりません。

なお、「紙の新聞」と「電子版の新聞」をセット販売している場合には、セット販売の対価の額を軽減税率の対象となる「紙の新聞」の金額と、軽減税率の対象とならない「電子版の新聞」の金額とに区分した上で、それぞれの税率が適用されることとなります。



新聞の販売店である当社が、企業等に対して決まった部数を販売している場合は、軽減税率の対象となりますか。



企業等への新聞の販売であっても、週2回以上発行される新聞で定期購読契約に基づく譲渡は、軽減税率の対象となります。

なお、ここでいう「購読」とは、「購入して読むこと」をいい、例えば、ホテルの宿泊客の閲覧用としてロビー等に設置するものや無料で配布するものなど、購入した者が「自らの事業に使用すること（再販売することは除きます。）」も含まれます。

Ⅲ 区分記載請求書等保存方式

仕入税額控除制度は、令和5年9月30日までの間は、区分記載請求書等保存方式となっており、令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式となります。

この章では、区分記載請求書等保存方式の下で、仕入税額控除の要件とされている、保存すべき帳簿や区分記載請求書等の記載等について説明します。

1 区分記載請求書等保存方式の概要

(1) 区分経理

消費税等の税率は、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率となっていますので、事業者は、消費税等の申告等を行うために、区分経理を行う必要があります。



(2) 区分記載請求書等保存方式

区分記載請求書等保存方式の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、その仕入れが軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等（以下「軽減対象資産の譲渡等」といいます。）に係るものか、それ以外のものかの区分を明確にするための事項などを記載した帳簿及び請求書等の保存が要件とされています。

イ 帳簿の記載事項

帳簿に必要な記載事項は、以下のとおりです。

なお、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合に、記載が必要となります。

帳簿の記載事項

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 課税仕入れを行った年月日
- ③ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④ 課税仕入れに係る支払対価の額

【帳簿の記載例】

		総勘定元帳（仕入）		（税込経理）	
XX年	月 日	摘要		税区分	借方 (円)
11	30	△△商事(株)	11月分 日用品	10%	88,000
11	30	△△商事(株)	11月分 食料品	8%	43,200
②		①	③		④

□ 区分記載請求書の記載事項

区分記載請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

なお、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」については、その記載がない場合、請求書等の交付を受けた事業者自らが、取引事実に基づき追記することが認められています。

区分記載請求書の記載事項

- ① 区分記載請求書発行者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
- ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書		
		△△商事㈱
		XX年11月30日
11月分 131,200円 (税込)		
日付	品名	金額
11/1	魚(8%)	5,400円
11/1	牛肉(8%)	10,800円
11/2	キャパ"-ル"	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

また、課税貨物の引取りに係る仕入税額控除の適用を受けるためには、課税貨物に係る課税標準である金額や引取りに係る消費税等の額が記載された輸入許可通知書等を保存するとともに、課税貨物に係る消費税等の額を帳簿に記載し保存することが要件とされています。

参 考

■ 帳簿、請求書等に記載する氏名又は名称を、屋号とすることについて

帳簿、請求書等に記載する氏名又は名称については、例えば、電話番号を記載するなどし、課税仕入れの相手方が特定できる場合、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

2 帳簿及び区分記載請求書等の記載に係る留意点

(1) 帳簿の記載に関する留意点

イ 「課税仕入れに係る資産の内容」の記載

帳簿への「課税仕入れに係る資産の内容」の記載は、請求書等に記載されている取引内容をそのまま記載することまで求めているものではありません。商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく、軽減税率の対象となるものか、それ以外のものであるかを明確にし、帳簿に基づいて、税率ごとに仕入控除税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

ロ 「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載は、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度のものである必要があります（具体的には、以下の記載例を参照してください。）。

ハ 一定期間のまとめ記載

一定期間まとめて請求書等が交付される場合は、その期間分をまとめて帳簿に記載することとして差し支えありません。

〔参考〕 一定期間まとめて交付される請求書に基づく帳簿の記載例

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目

(株)〇〇物産

① 軽減税率の対象には「※」等を記載します。

② 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

「※」等の記号を用いる方法のほか、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方 (単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨 (11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品 (11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮		⋮

(※:軽減税率対象品目) ②

(2) 区分記載請求書等に関する留意点

イ 「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載

「課税資産の譲渡等に係る資産の内容」の記載は、その内容が軽減税率の対象となるものであるか、それ以外のものであるかが明確になるよう、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

ロ 「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載

「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに8%や10%の税率が記載されている場合のほか、例えば、次のような場合も「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載があると認められます。

- ① 請求書において、軽減税率の対象となる商品に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、「※(☆)は軽減対象」などと表示し、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等である旨」を別途、明らかにしている場合【記載例1参照】
- ② 同一の請求書において、軽減税率の対象となる商品とそれ以外の商品とを区分し、軽減税率の対象となる商品として区分されたものについて、その全体が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例2参照】
- ③ 軽減税率の対象となる商品に係る請求書とそれ以外の商品に係る請求書とを分けて作成し、軽減税率の対象となる商品に係る請求書において、当該請求書に記載された商品が軽減税率の対象であることが表示されている場合【記載例3参照】

《区分記載請求書等保存方式における請求書等の範囲等》

- 区分記載請求書等保存方式における請求書等は、一定の事項が記載された次の書類です。
 - 領収書や納品書、小売業者が発行するレシートなど、取引の事実を証する書類
 - 事業者が課税仕入れについて作成する仕入明細書、仕入計算書等の書類で、区分記載請求書等の記載事項が記載されているもの（相手方の確認を受けたものに限りです。）
 - せり売り等の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者が作成する一定の書類
- 「3万円未満（税込み）の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことについて、やむを得ない理由があるとき」は、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます。

【記載例1】記号・番号等を使用する場合

- ① 軽減税率の対象には「※」などを記載
- ② 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ③ 「※」が軽減税率の対象であることを示すことを記載



請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
② 10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※は軽減税率対象品目 ③		
△△商事(株)		

【記載例2】同一請求書内で、税率ごとに商品を区分して発行する場合

- ① 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」を表示するなどして区分し、「8%対象 小計」、「10%対象 小計」などを記載
- ② ①で区分した商品を合計し、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
①	8%対象 小計	② 43,200円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
①	10%対象 小計	② 88,000円
合計		131,200円
△△商事(株)		

【記載例3】税率ごとに請求書等を分けて発行する場合

○ 軽減税率対象分

○ 標準税率対象分

請求書		
① (軽減税率対象)		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
②	合計	43,200円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
②	合計	88,000円
△△商事(株)		

- ① 軽減税率対象分の請求書については、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう「軽減税率対象」などを記載
- ② 税率ごとに区分して発行したそれぞれの請求書に、税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載



取引の全てが軽減税率の対象となる場合であっても、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は必要ですか。



ご質問のような場合であっても、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載するなどし、その請求書等に記載された全ての取引が軽減税率の対象となることが客観的に明らかになる程度の記載が必要となります。



取引に軽減税率の対象となるものがない場合であっても、請求書等に「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」として、「8% 0円」といった記載は必要ですか。



ご質問のように軽減税率の対象となるものがない場合、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要です。

課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の記載があれば、結果として「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなり、「8% 0円」といった軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額の記載は要しません。

【軽減税率の対象となる商品がない場合の記載例】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 110,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	ティッシュ	550円
11/2	ボールペン	3,300円
11/2	カーテン	22,000円
⋮	⋮	⋮
合 計		110,000円
△△商事(株)		

ハ 一定期間のまとめ記載

日々の取引内容については、納品書等に記載され、一定期間の納品についてまとめて請求書が交付される場合において、納品書等と請求書との相互関連性が明確で、かつ、これらの書類全体で区分記載請求書等の記載事項を満たすときには、これらの書類をまとめて保存することで、区分記載請求書等の保存があるものとして取り扱われます。

この場合、請求書に記載する取引年月日については、対象となる一定期間を記載すればよく、また、同一の商品（一般的な総称による区分が同一となるもの）を一定期間に複数回購入しているような場合、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載については、同一の商品をまとめて記載して差し支えありません。

【一定期間の取引をまとめて記載する場合の記載例】

<p style="text-align: center;">請求書</p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;">XX年11月分 (XX年11月1日～11月30日)</p> <p>108,800円(税込)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>肉類 ※ ①</td> <td style="text-align: right;">32,400円</td> </tr> <tr> <td>野菜 ※ ②</td> <td style="text-align: right;">10,800円</td> </tr> <tr> <td>酒</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>雑貨</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⋮</td> <td style="text-align: center;">⋮</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">108,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">10%対象</td> <td style="text-align: right;">44,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">8%対象</td> <td style="text-align: right;">64,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※は軽減税率対象品目</p> <p style="text-align: right;">(株)〇〇物産</p>	品名	金額	肉類 ※ ①	32,400円	野菜 ※ ②	10,800円	酒	22,000円	雑貨	11,000円	⋮	⋮	合計	108,800円	10%対象	44,000円	8%対象	64,800円	<p style="text-align: center;">納品書</p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;">納品書</p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: center;">納品書</p> <p>株〇〇御中</p> <p style="text-align: right;">(株)〇〇物産</p> <p>下記の商品を納品いたします。</p> <p>XX年11月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">品名</th> <th style="width: 30%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉 ①</td> <td style="text-align: right;">5,400円</td> </tr> <tr> <td>じゃがいも ②</td> <td style="text-align: right;">2,160円</td> </tr> <tr> <td>割り箸</td> <td style="text-align: right;">1,100円</td> </tr> <tr> <td>ビール</td> <td style="text-align: right;">3,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">合計</td> <td style="text-align: right;">11,960円</td> </tr> </tbody> </table>	品名	金額	牛肉 ①	5,400円	じゃがいも ②	2,160円	割り箸	1,100円	ビール	3,300円	合計	11,960円
品名	金額																														
肉類 ※ ①	32,400円																														
野菜 ※ ②	10,800円																														
酒	22,000円																														
雑貨	11,000円																														
⋮	⋮																														
合計	108,800円																														
10%対象	44,000円																														
8%対象	64,800円																														
品名	金額																														
牛肉 ①	5,400円																														
じゃがいも ②	2,160円																														
割り箸	1,100円																														
ビール	3,300円																														
合計	11,960円																														

(注) 納品書に記載のある①「牛肉」を「肉類」、②「じゃがいも」を「野菜」としてまとめて請求書へ記載した上で、それぞれに「軽減対象資産の譲渡等である旨」を記載することができます。

二 請求書等の追記

区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の適用を受けるために保存すべき請求書等には、

- ・ 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ・ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

などの記載が必要となります（P28参照）。

しかしながら、請求書等を発行する事業者がこれらの記載事項に対応できないことも考えられますので、これらの記載がない請求書等の交付を受けた事業者が、取引の事実に基づき、受領した請求書等に自ら追記することができます。

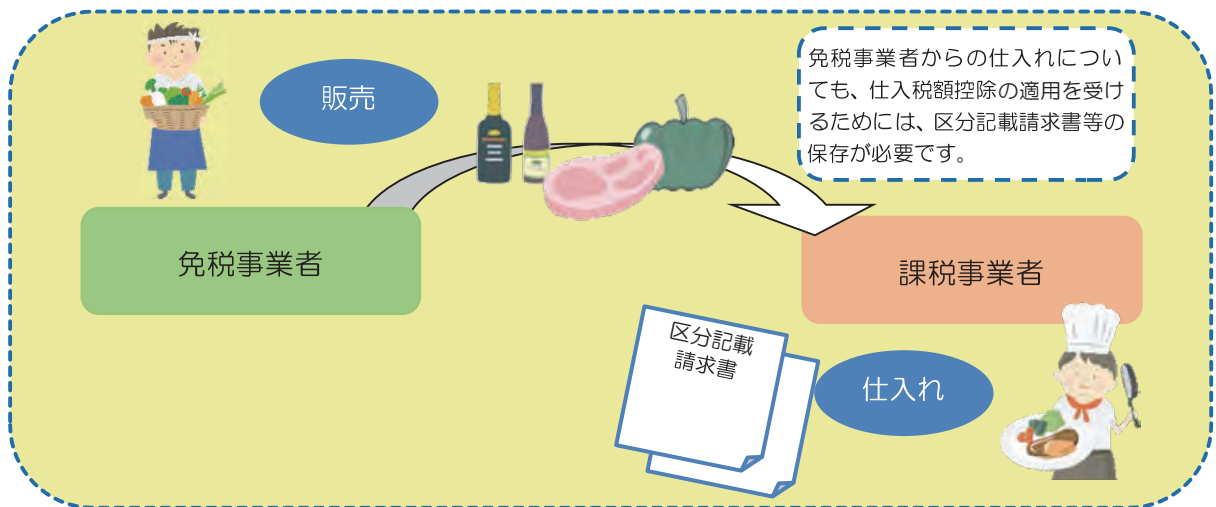
なお、請求書等の交付を受けた事業者が追記できるのは、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）」の2項目に限られます。

ホ 免税事業者からの仕入れについて

免税事業者からの仕入れについても、仕入税額控除の適用を受けるためには、

- ・ 軽減対象資産の譲渡等である旨
- ・ 税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額

などの事項が記載された区分記載請求書等の保存が必要となります。



※ 免税事業者は、「Ⅶ 免税事業者の方に留意していただきたい事項」（P72）を参照してください。

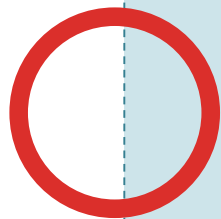
多数の商品を登録できないレジは…？



請求書等に記載する資産の内容については、個々の商品名の記載が必要です。ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能な場合があります。

このような場合には、次のように、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称の記載（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」）であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減税率の対象となるものとそれ以外のものであることが、領収書の交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

《軽減対象資産とそれ以外のものであることが分かる程度の「一般的な総称」の記載があるもの》



「野菜」が軽減対象資産の譲渡等である旨の記載

八百〇 東京都・・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合 計		¥1,410
		(10%対象 ¥330)
		(8%対象 ¥1,080)
		(内消費税等 ¥110)
お預り		¥1,500
お 釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）

《取引内容が判別できないもの》



取引の内容が、領収書の交付を受けた事業者において把握できない

右のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されているといえませんが、一般的には記載事項を満たしていないこととなります。

〇〇精肉店 東京都・・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
部門01※	1	¥108
部門02※	1	¥972
部門03	1	¥330
合 計		¥1,410
		(10%対象 ¥330)
		(8%対象 ¥1,080)
		(内消費税等 ¥110)
お預り		¥1,500
お 釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

IV 税額計算

軽減税率制度の下では、税率ごとに区分して売上げ及び仕入れを記帳し、これを基に、税率ごとの課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れ等に係る消費税額を計算することになります。

この章では、軽減税率制度の下での税額計算の方法について説明します。

(1) 税率

消費税等の税率は、標準税率は 10%（うち地方消費税率は 2.2%）、軽減税率は 8%（うち地方消費税率は 1.76%）の複数税率です。

※ 地方消費税の税率は、消費税額の 78 分の 22 です。



(2) 納付税額の計算方法

消費税等の納付税額は、次の算式により計算します。

イ 消費税額の計算

$$\boxed{\text{消費税額}} = \boxed{\text{課税売上げに係る消費税額}} - \boxed{\text{課税仕入れ等に係る消費税額}}$$

ロ 地方消費税額の計算

$$\boxed{\text{地方消費税額}} = \boxed{\text{消費税額}} \times \frac{22}{78}$$

ハ 納付税額の計算

$$\boxed{\text{納付税額}} = \boxed{\text{消費税額}} + \boxed{\text{地方消費税額}}$$

(3) 課税売上げに係る消費税額

課税売上げに係る消費税額は、次の計算式のとおり、軽減税率分と標準税率分に区分した課税標準額にそれぞれの税率を掛けて計算したものを合計して算出します。

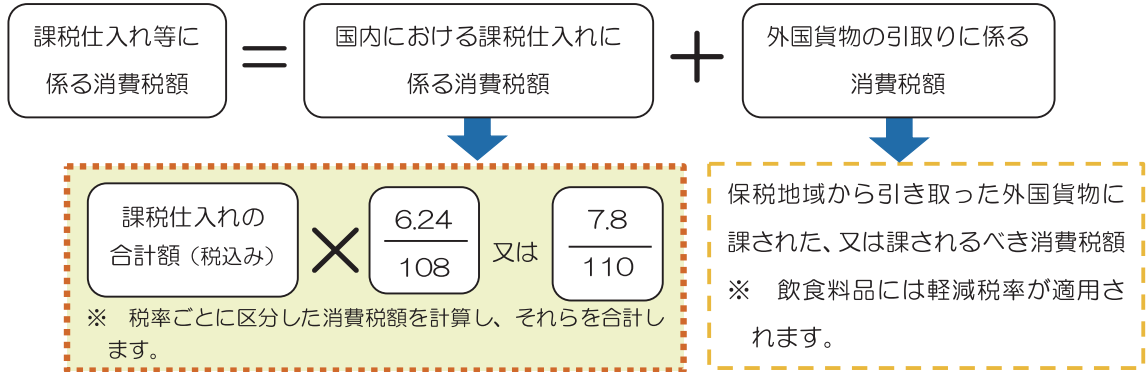
	課税標準額	税率
① 軽減税率分の課税売上げに係る消費税額	軽減税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	$\frac{100}{108} \times \frac{6.24}{100}$
② 標準税率分の課税売上げに係る消費税額	標準税率の対象となる課税売上げの合計額（税込み）	$\frac{100}{110} \times \frac{7.8}{100}$
課税売上げに係る消費税額	= ① + ②	

(4) 課税仕入れ等に係る消費税額

課税仕入れ等に係る消費税額は、一般課税の事業者と簡易課税制度を適用する事業者では、計算方法が異なります。

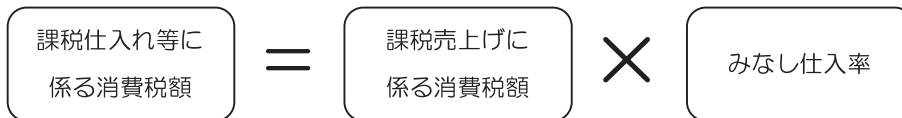
イ 一般課税

一般課税における課税仕入れ等に係る消費税額は、国内における課税仕入れに係る消費税額と外国貨物の引取りに係る消費税額を合計します。



ロ 簡易課税制度

簡易課税制度における課税仕入れ等に係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額に事業に応じた一定の「みなし仕入率」を掛けて計算します。



(参考) 簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分	該当する事業	みなし仕入率
第一種事業	卸売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで他の事業者に販売する事業)	90%
第二種事業	小売業 (他の者から購入した商品を、その性質及び形状を変更しないで消費者に販売する事業) 農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業）	80%
第三種事業	農林漁業（飲食料品の譲渡に係る事業以外）、鉱業、建設業、製造業（製造小売業を含みます。）、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業	70%
第四種事業	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業、第六種事業以外の事業（飲食店業等）	60%
第五種事業	運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業（飲食店業に該当する事業を除きます。）	50%
第六種事業	不動産業	40%

(5) 売上対価の返還等に係る税額控除

課税事業者が課税資産の譲渡等につき、返品を受けたり、値引き、割戻し、割引をしたことにより、売上対価の返還等^(注1)を行った場合には、売上対価の返還等を行った課税期間の課税売上げに係る消費税額から、売上対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除します^(注2)。

※ 売上対価の返還等につき、軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算する必要があります。

(注1)
課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の全部若しくは一部の返還又はその課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額をいいます。

(注2)
売上対価の返還等の金額等の明細を記録した帳簿の保存が要件です。
また、売上対価の返還等の金額を売上金額から直接減額する方法で経理している場合は、この計算は不要です。

$$\text{売上対価の返還等の金額に係る消費税額} = \text{売上対価の返還等の金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

■ 税率ごとに合理的に区分されていないときは…？

売上対価の返還等に係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、売上対価の返還等の金額（税込み）に、その売上対価の返還等の対象となった課税売上げの合計額（税込み）のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）が占める割合を掛けて算出した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る売上対価の返還等の金額として、税率ごとの売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算することができます。

$$\begin{matrix} \text{【軽減税率分】} \\ \text{売上対価の返還等} \\ \text{の金額（税込み）} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{売上対価の返還等} \\ \text{の金額（税込み）} \end{matrix} \times \frac{\text{分母のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）}}{\text{売上対価の返還等の対象となった} \\ \text{課税売上げの合計額（税込み）}}$$

(6) 貸倒れに係る税額控除

課税事業者が国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、その相手方に対する売掛金等が貸倒れ^(注3)となったときは、貸倒れとなった日の属する課税期間の課税売上げに係る消費税額から、貸倒れ処理した金額に係る消費税額の合計額を控除します^(注4)。

※ 軽減対象資産の譲渡等に係る部分とそれ以外の部分とがある場合には、税率ごとに合理的に区分し、貸倒れに係る消費税額を計算する必要があります。

(注3)
相手方に対する売掛金その他の債権につき、更生計画認可の決定により切り捨てられたことその他一定の事実が生じたため、税込価額の全部又は一部を領収できない場合をいいます。

(注4)
適用には、債権の切捨での事実を証する書類、その他貸倒れの事実を明らかにする書類の保存が必要です。

$$\text{貸倒れに係る消費税額} = \text{貸倒れに係る金額（税込み）} \times \frac{6.24}{108} \text{ 又は } \frac{7.8}{110}$$

■ 税率ごとに合理的に区分されていないときは…？

貸倒れに係る金額について、税率ごとに合理的に区分されていないときは、貸倒れに係る金額（税込み）に、その貸倒れの対象となった課税売上げの合計額（税込み）のうち軽減税率の対象となる金額（税込み）が占める割合を乗じて計算した金額を、軽減対象資産の譲渡等に係る貸倒れの金額として、税率ごとの貸倒れに係る消費税額を計算することができます。

$$\begin{array}{c} \text{【軽減税率分】} \\ \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{(税込み)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{貸倒れに係る金額} \\ \text{(税込み)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{分母のうち軽減税率の対象となる金額 (税込み)} \\ \text{貸倒れの対象となった} \\ \text{課税売上げの合計額 (税込み)} \end{array}}$$

「課税標準額に対する消費税額の計算」に関する経過措置（売上税額の積上げ計算）を適用する場合の端数計算は…？

消費税の申告においては、一定の要件の下、一領収単位ごとに1円未満の端数処理を行った消費税額等相当額（その取引に課される消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する金額）に基づいて、課税売上げに係る消費税額及び課税仕入れに係る消費税額の計算を行う、「積上げ計算」が認められています^(注5)（令和5年9月30日まで）。

① 税込価格を基礎とした代金決済を行う場合

税込価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの合計に108分の8、110分の10を掛けて計算した1円未満の端数処理後の消費税額等相当額を領収書等に明示

② 税抜価格を基礎とした代金決済を行う場合^(注6)

税抜価格を税率ごとに区分して合計し、それぞれの税率（8%、10%）を掛けて計算した1円未満の端数処理後の消費税額等相当額を領収書等に明示

(注5)
消費税額等相当額の合計額に100分の78を乗じた額が消費税額となります。

(注6)
事業者間取引の場合又は対消費者取引で総額表示を行っており、税込価格を基に計算を行うレジを導入することが困難等のやむを得ない事情がある場合に適用されます。

■ 一領収単位ごとに2回（軽減税率分と標準税率分）の端数処理

積上げ計算においては、税率ごとに1回の端数処理を行うことから、異なる税率が混在する場合は、一領収書単位ごとに2回の端数処理を行うこととなります。

V 中小事業者の税額計算の特例

この章では、課税資産の譲渡等の税込価額又は課税仕入れに係る支払対価の額等を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者を対象とする税額計算の特例（経過措置）について説明します。

1 中小事業者の税額計算の特例（経過措置）の概要

軽減税率制度の下では、IV《税額計算》にあるとおり、原則として、日々の業務において、売上げ及び仕入れについて区分経理を行い、税率ごとに区分して税額計算を行うこととなります。

この点、区分経理に対応する準備が整わないなど、国内において行った課税資産の譲渡等の税込価額（以下「課税売上げ（税込み）」といいます。）又は課税仕入れに係る支払対価の額等（以下「課税仕入れ等（税込み）」といいます。）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者（基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。以下同じ。）については、令和元年10月からの一定期間について、税額計算の特例を用いて、課税標準額及び課税仕入れ等に係る消費税額（国内における課税仕入れに係る消費税額及び外国貨物の引取りに係る消費税額をいいます。以下同じ。）を計算することができます。

この税額計算の特例は、事業者が行っている事業に応じて、適用できる特例や期間が異なります。



Q

税額計算の特例を使える「困難な事情」とはどのような場合をいいますか。

A

「困難な事情」とは、例えば、課税期間中に国内において行った課税売上げ（税込み）又は課税仕入れ等（税込み）につき、税率ごとの管理が行えなかった場合等の困難な事情をいいます。そのような場合には、困難の度合いを問いません。

2 売上税額の計算の特例

経過措置について



(1) 売上税額の計算の特例の概要

課税売上げ（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある中小事業者は、経過措置として、課税売上げ（税込み）の合計額に一定の割合を掛けて軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を計算する特例が認められています。

「一定の割合」については、中小事業者の態様に応じて以下のとおりとなります。

① 小売等軽減仕入割合の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に占める軽減税率の対象となる売上げにのみ要する課税仕入れ等（税込み）の割合（**小売等軽減仕入割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。

② 軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）に、通常の連続する 10 営業日の課税売上げ（税込み）に占める同期間の軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（**軽減売上割合**）を掛けて、軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）を算出し、売上税額を計算できます。ここでいう通常の連続する 10 営業日とは、当該特例の適用を受けようとする期間内の通常の事業を行う連続する 10 営業日であれば、いつかは問いません。

③ 上記①及び②の割合の計算が困難な場合

上記①及び②の割合の計算が困難な中小事業者であって、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者は、これらの割合を **50/100** とすることができます。

なお、主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者とは、適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率の対象となる課税売上げの占める割合がおおむね **50%以上** である事業者をいいます。

売上税額の計算の特例のポイント

売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者は、

- ・令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの期間において、
- ・売上げの**一定割合**を軽減税率の対象売上げとして*、売上税額を計算することができます。

$$\text{※ 軽減税率の対象となる税込売上額} = \text{課税売上げ（税込み）} \times \text{以下のいずれかの割合}$$

① 仕入れを税率ごとに管理できる卸売業・小売業を営む中小事業者^(注1)

小売等軽減仕入割合

卸売業・小売業に係る軽減税率対象品目の売上げにのみ要する課税仕入れ（税込み）

卸売業・小売業にのみ要する課税仕入れ（税込み）

仕入れを税率ごとに管理できれば売上税額が計算できるんだ。

(注1) 簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります。

② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者

軽減売上割合

通常の連続する 10 営業日の軽減税率対象品目の課税売上げ（税込み）

通常の連続する 10 営業日の課税売上げ（税込み）

通常の連続した 10 営業日の売上げを税率ごとに管理できれば、売上税額が計算できるんだ。



③ ①・②の割合の計算が困難な中小事業者

50
—
100

主に軽減税率対象品目を販売する中小事業者^(注2)が対象なんだ。



(注2) 適用対象期間中の課税売上げのうち、軽減税率対象品目の販売の対価の額の占める割合がおおむね50%以上の事業者をいいます。

(2) 小売等軽減仕入割合の特例

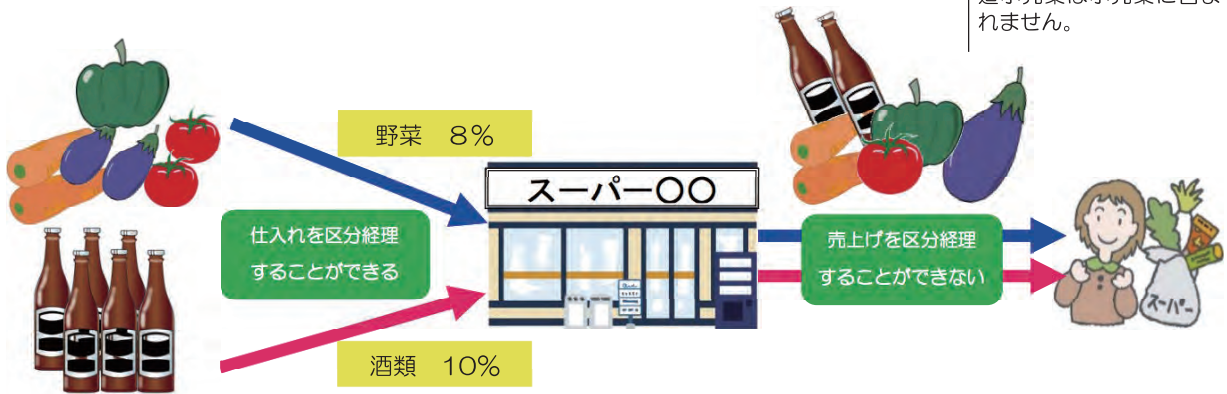
イ 対象事業者

次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用できます。

- ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者^(注1)
- ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ③ 課税仕入れ等（税込み）について、区分経理できる事業者

(注1)
卸売業とは、他の者から購入した商品はその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいいます。
小売業とは、他の者から購入した商品はその性質及び形状を変更しないで販売する事業で卸売業以外のものをいいます。
卸売業及び小売業の範囲は、簡易課税制度の事業区分と異なることはありませんので、例えば、製造小売業は小売業に含まれません。

《例：野菜と酒類を販売する小売事業者の場合》

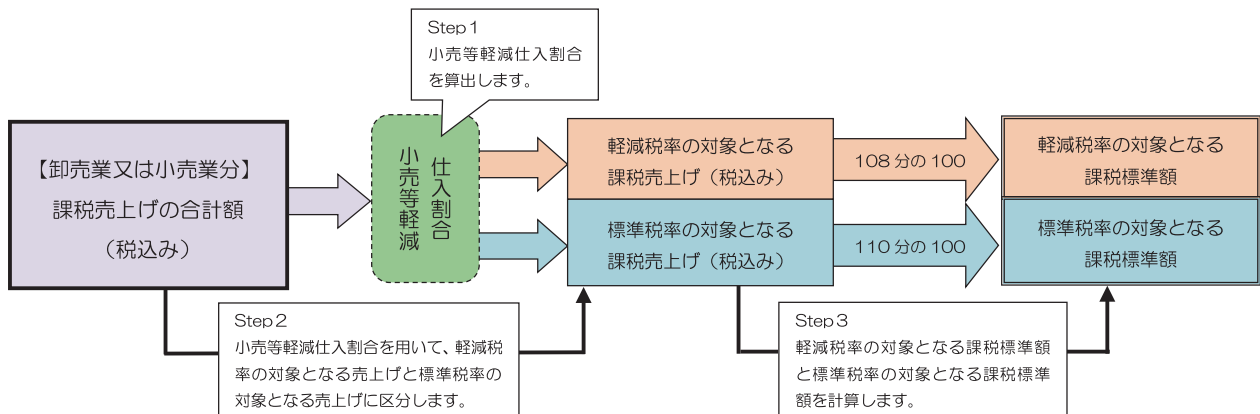


ロ 適用対象期間

「小売等軽減仕入割合の特例」の適用対象期間は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間です。

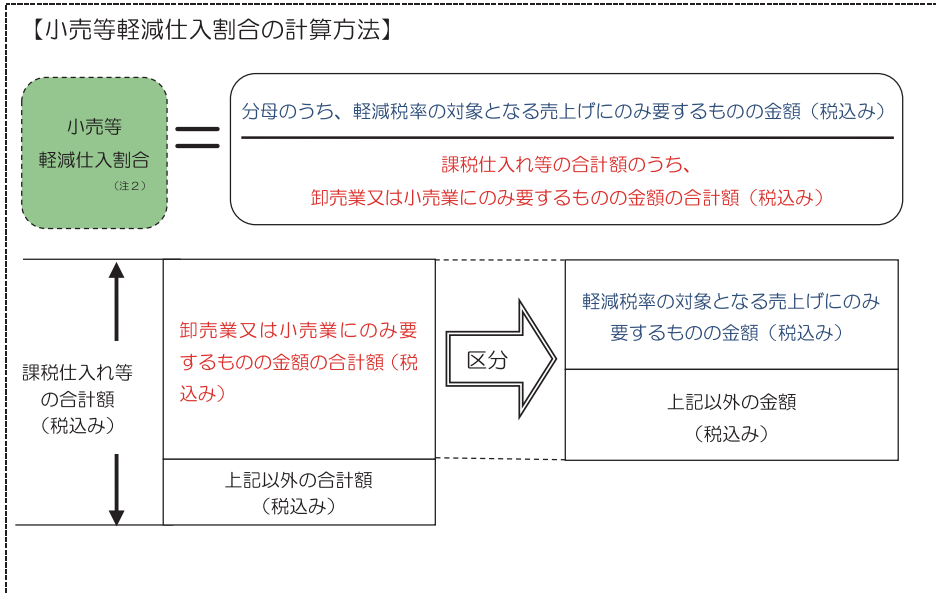
ハ 小売等軽減仕入割合の特例による課税標準額及び消費税額の計算方法

■ 小売等軽減仕入割合を用いた課税標準額計算のイメージ



Step 1

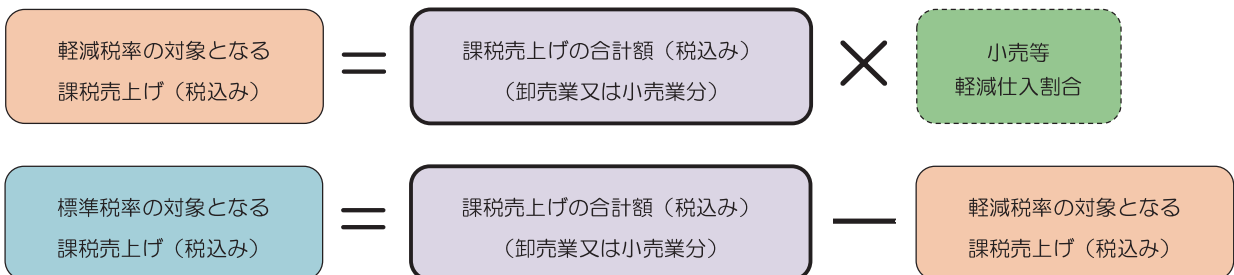
小売等軽減仕入割合を計算します。



(注2)
主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者で、小売等軽減仕入割合を算出することが困難な場合は、小売等軽減仕入割合を50%として計算することができます。

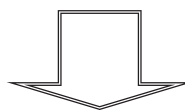
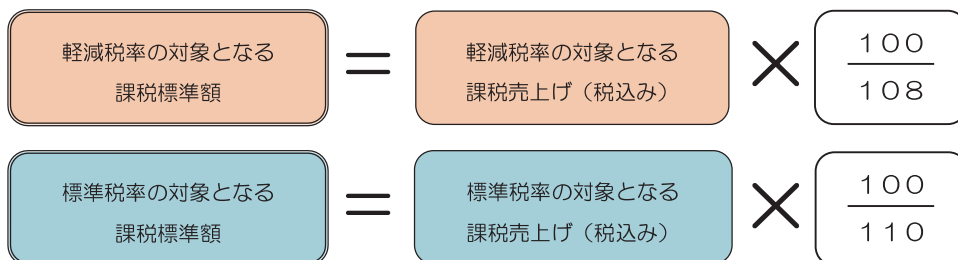
Step 2

小売等軽減仕入割合を用いて、卸売業又は小売業に係る売上げを、軽減税率の対象となる売上げと標準税率の対象となる売上げに区分します。



Step 3

軽減税率の対象となる課税標準額と標準税率の対象となる課税標準額を計算します。



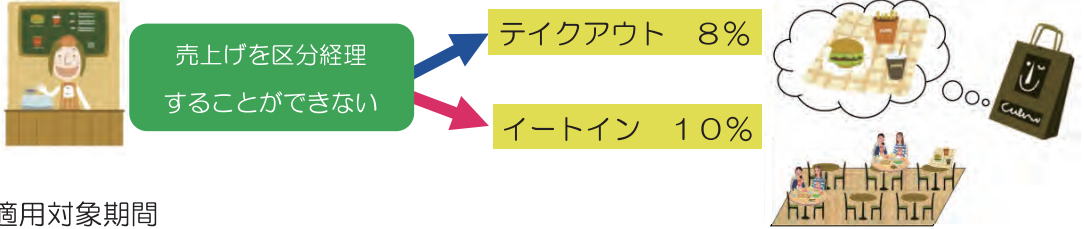
算出した税率ごとの課税標準額（1,000 円未満切捨て）に軽減税率又は標準税率を掛けて、税率ごとの課税売上げに係る消費税額を計算します。

(3) 軽減売上割合の特例

イ 対象事業者

軽減対象資産の譲渡を行う中小事業者であれば、業種に関係なく適用することができます。

例：飲食店業を営む事業者で持ち帰り（テイクアウト）と店内飲食（イトイン）がある場合

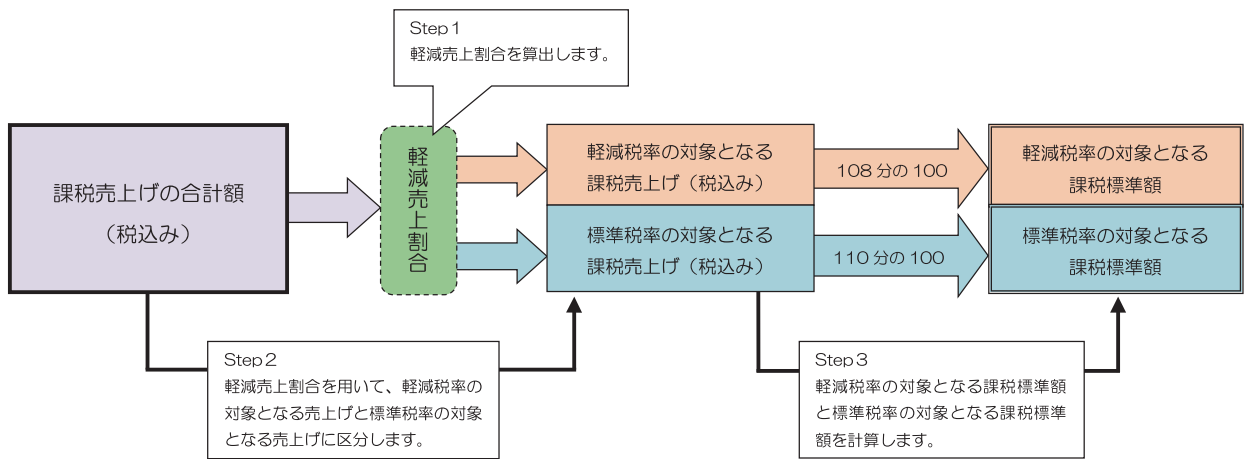


ロ 適用対象期間

「軽減売上割合の特例」の適用対象期間は、課税期間のうち、令和元年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの期間です。

ハ 軽減売上割合の特例による課税標準額及び消費税額の計算方法

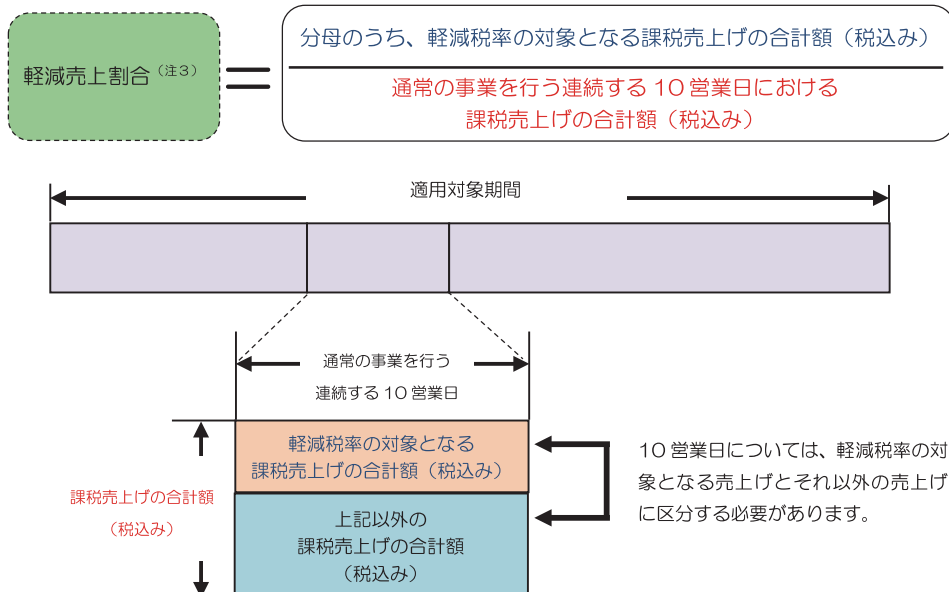
■ 軽減売上割合を用いた課税標準額計算のイメージ



Step 1

軽減売上割合を計算します。

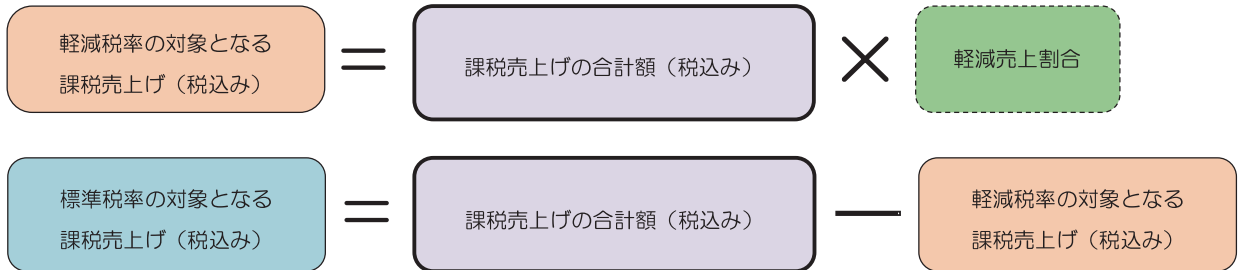
【軽減売上割合の計算方法】



(注3)
主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者で、軽減売上割合を算出することが困難な場合は、軽減売上割合を 50%として計算することができます。

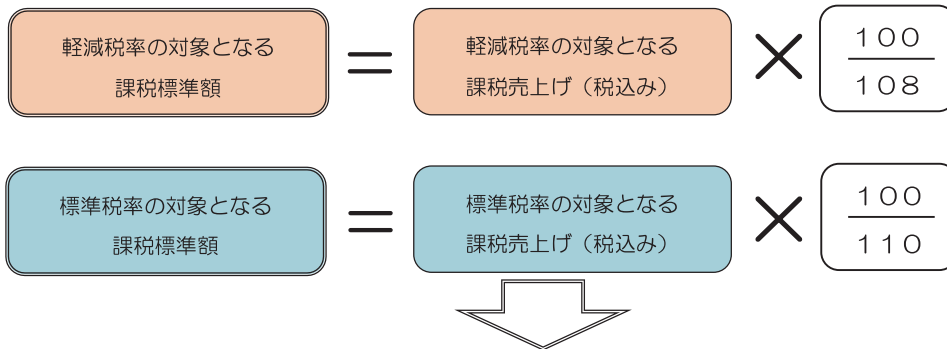
Step2

軽減売上割合を用いて、軽減税率の対象となる売上げと標準税率の対象となる売上げに区分します。



Step3

軽減税率の対象となる課税標準額と標準税率の対象となる課税標準額を計算します。



算出した税率ごとの課税標準額（1,000 円未満切捨て）に軽減税率又は標準税率を掛けて、税率ごとの課税売上げに係る消費税額を計算します。



Q

「通常の事業を行う連続する10営業日」とはどのような場合をいいますか。

A

「通常の事業を行う連続する10営業日」は、適用対象期間内の通常の事業を行う連続する10営業日であればいつかを問いませんが、例えば、通常、飲食料品と飲食料品以外の資産の譲渡を行う事業者が、催し物等の特別な営業により、飲食料品の譲渡しか行わなかった営業日は、「通常の事業」を行う営業日に含まれません。

(4) 複数の事業を営む中小事業者の売上税額の計算の特例の適用関係

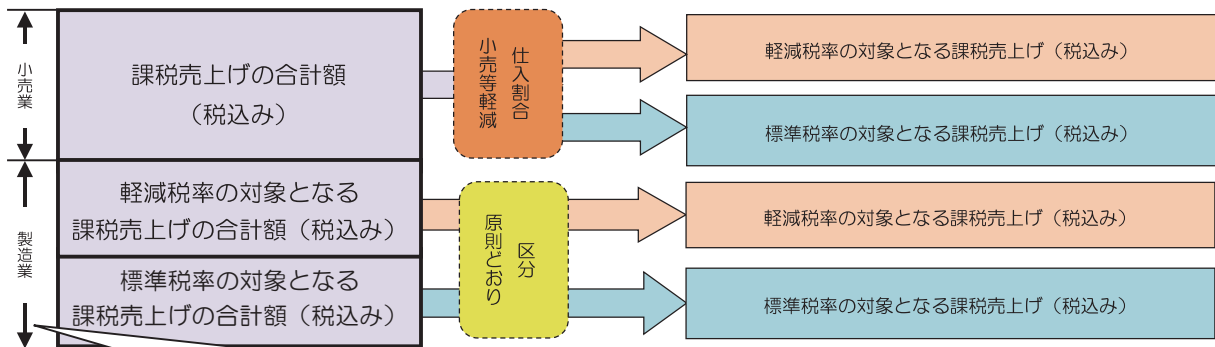
複数の事業を営む中小事業者が、課税売上げ（税込み）を事業ごとに区分しているときは、その区分している事業ごとに「小売等軽減仕入割合の特例」又は「軽減売上割合の特例」を適用することができます。

なお、「小売等軽減仕入割合の特例」と「軽減売上割合の特例」を併用することはできませんので、例えば、小売業と製造業を営む中小事業者で、小売業について、「小売等軽減仕入割合の特例」を適用する場合、製造業については、原則どおり、税率ごとに課税売上げ（税込み）を区分し、税額計算を行わなければなりません（以下の①の場合）。

また、小売業及び製造業の両方に「軽減売上割合の特例」を適用することも可能です（以下の②の場合）。

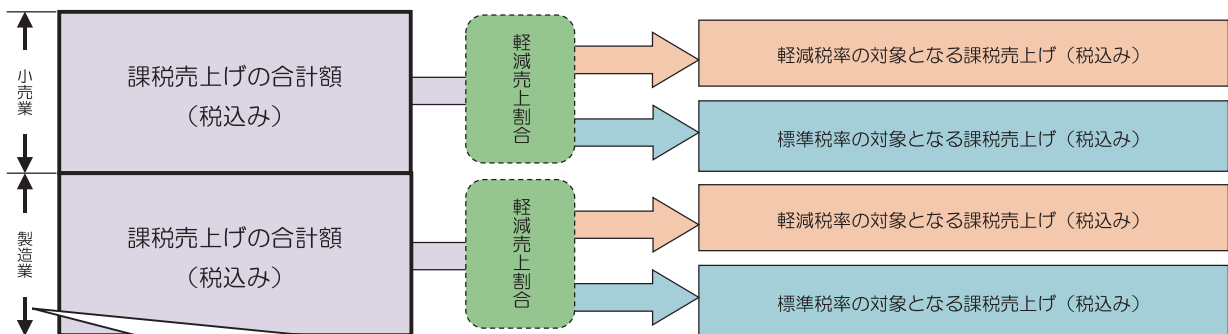
■ 複数の事業を営む場合の売上税額の計算の特例の適用関係

① 小売業に「小売等軽減仕入割合の特例」を適用した場合



「小売等軽減仕入割合の特例」と「軽減売上割合の特例」は、併用することができないため、「軽減売上割合の特例」を適用することはできません。

② 小売業・製造業それぞれに「軽減売上割合の特例」を適用した場合



事業ごとに「軽減売上割合の特例」を適用することができます（次ページの計算例を参照）。

事業ごとに「軽減売上割合の特例」を適用する場合の計算例

例：小売業と製造業を営む中小事業者A（課税期間が令和3年4月1日から令和4年3月31日）は、課税期間中の売上げを税率ごとに区分経理することにつき困難な事情があることから、各事業につき、10営業日の売上げを軽減税率の対象と標準税率の対象とに区分経理し、軽減売上割合の特例を適用することとした。

売上帳（小売業）

（単位：円 税込み）

月	日	摘要	内訳	金額
4		1,800,000
5	1~10	野菜※	400,000	
		雑貨	100,000	
	11~31		1,000,000	1,500,000
6	...			1,600,000
7	...			1,800,000
8	...	連続する10営業日		1,200,000
9	...			1,000,000
10	...			1,300,000
11	...			1,300,000
12	...			900,000
1	...			1,700,000
2	...			1,100,000
3	...			1,000,000
総売上高				16,200,000

売上帳（製造業）

（単位：円 税込み）

月	日	摘要	内訳	金額
4		1,700,000
5		1,200,000
6		900,000
7		1,100,000
8	1~21	...	800,000	
	22~31	パン※	100,000	
		雑貨	300,000	1,200,000
9	...			1,400,000
10	...			1,300,000
11	...	連続する10営業日		1,000,000
12	...			800,000
1	...			1,500,000
2	...			1,200,000
3	...			740,000
総売上高				14,040,000

※は軽減税率対象品目

【小売業】

1 軽減売上割合の算出

軽減売上割合

$$400,000 / (400,000 + 100,000) = 0.8$$

2 軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$16,200,000 \times 0.8 = 12,960,000$$

3 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額

$$12,960,000 \times 100 / 108 = 12,000,000$$

4 標準税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額

$$(16,200,000 - 12,960,000) \times 100 / 110 = 2,945,454$$

【合計】

軽減税率の対象となる課税標準額（1,000円未満切捨て） 12,000,000 + 3,250,000 = 15,250,000

標準税率の対象となる課税標準額（1,000円未満切捨て） 2,945,454 + 9,572,727 ÷ 12,518,000

※ 連続する10営業日は事業ごとに異なった日とすることも可能です。

※は軽減税率対象品目

【製造業】

1 軽減売上割合の算出

軽減売上割合

$$100,000 / (100,000 + 300,000) = 0.25$$

2 軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）

$$14,040,000 \times 0.25 = 3,510,000$$

3 軽減税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額

$$3,510,000 \times 100 / 108 = 3,250,000$$

4 標準税率の対象となる課税資産の譲渡等の対価の額

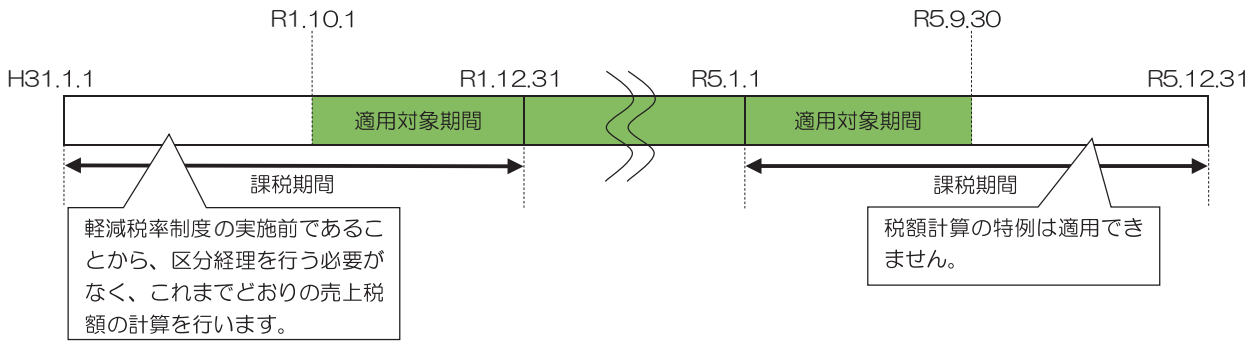
$$(14,040,000 - 3,510,000) \times 100 / 110 = 9,572,727$$

(5) 適用対象期間に関する留意点

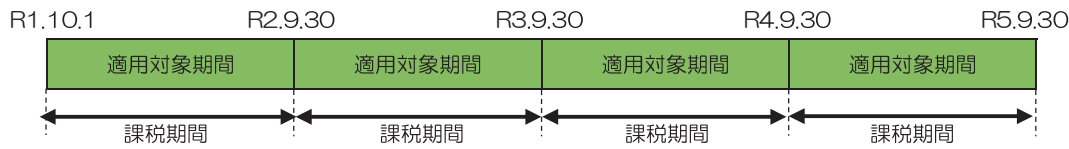
売上税額の計算の特例を適用できる期間は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの期間です。

令和元年10月1日及び令和5年9月30日をまたぐ課税期間においては、これらの日の前後で適用関係が異なります。

- 課税期間が1月1日から12月31日までの事業者の場合
(令和元年10月1日及び令和5年9月30日をまたぐ課税期間がある場合)



- 課税期間が10月1日から9月30日までの事業者の場合



(6) 売上返品、値引き、割戻し等があった場合（売上税額の計算の特例を適用）

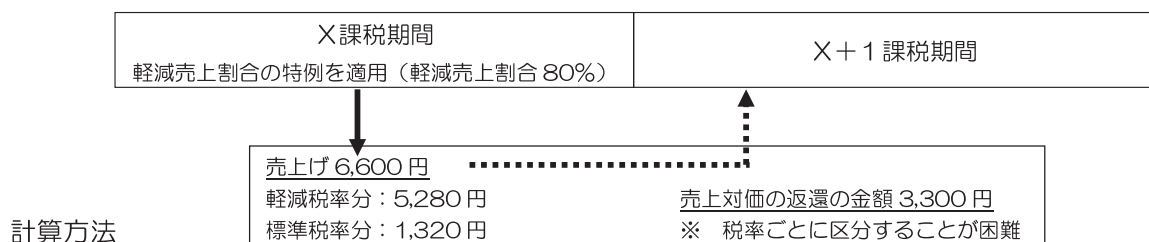
売上税額の計算の特例の適用を受けた課税資産の譲渡等につき、売上対価の返還等を行った場合は、その売上対価の返還等の対象となった課税資産の譲渡等の事実に基づき、売上対価の返還等の金額に係る消費税額を計算する必要があります。

ただし、その売上対価の返還等の金額を税率ごとに区分することが困難な場合には、その売上対価の返還等の金額に、適用した売上税額の計算の特例の割合(「小売等軽減仕入割合」、「軽減売上割合」又は「50%」)を掛けて計算した金額を軽減対象資産の譲渡等に係るものとして計算することができます。

※ 貸倒れに係る消費税額についても、同様に計算することができます。

売上返品等があった場合の具体的な計算方法

例：「軽減売上割合の特例」の適用を受けた場合（軽減売上割合＝80%）で、売上対価の返還等の金額（3,300円）を税率ごとに区分することが困難なとき



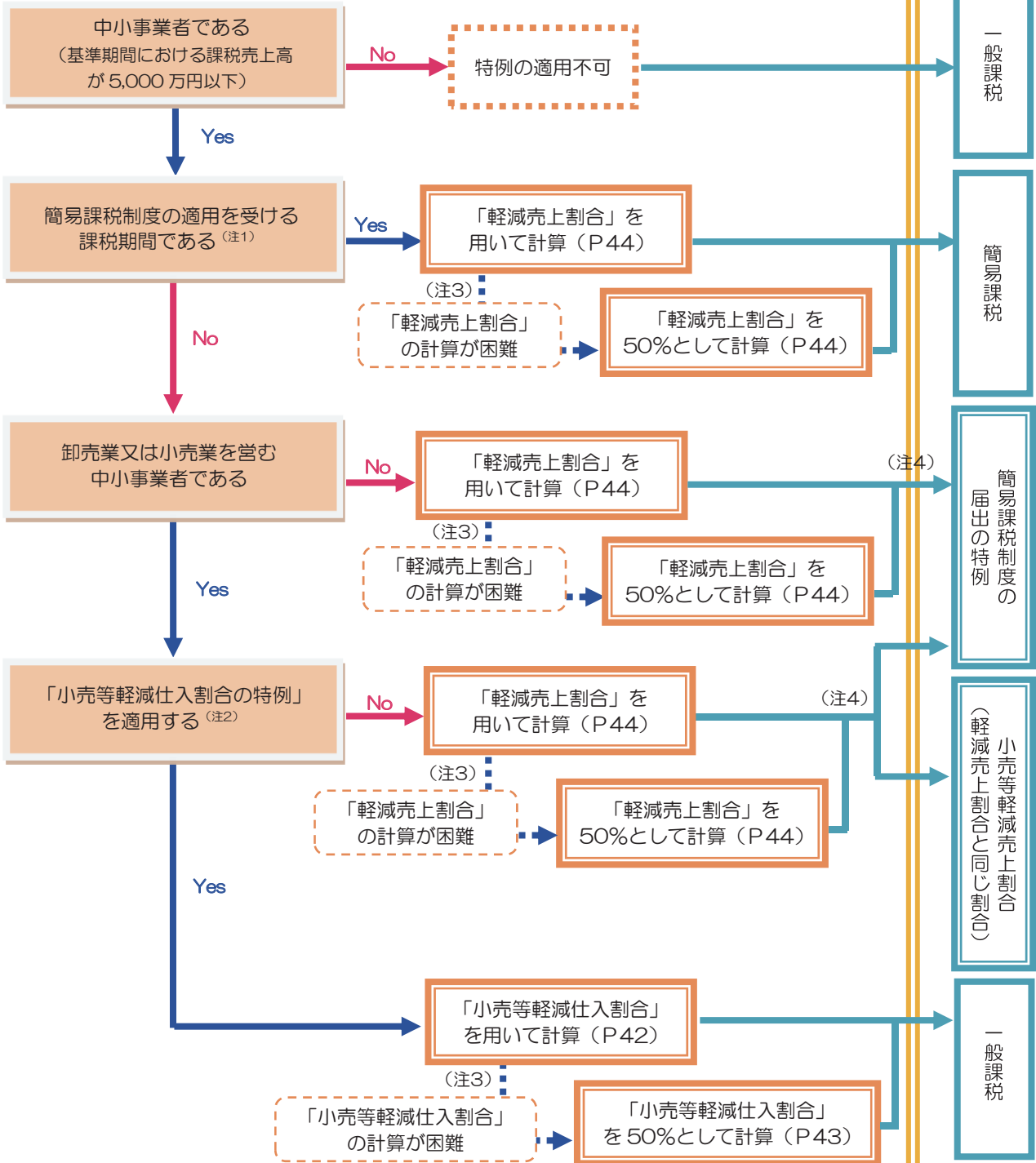
軽減売上割合80%を用いて計算します。
したがって、軽減対象資産の譲渡等に係る対価の返還等の額は、 $3,300 \text{円} \times 80\% = 2,640 \text{円}$ となります。

売上げを区分経理することが難しい場合、
どの特例が適用できるだろうか…？

○ 売上税額の計算の特例

※ 一の事業のみを営む事業者の場合
(複数の事業を営む事業者の場合はP46参照)

(参考)
仕入税額控除の
計算方法



- (注) 1 簡易課税制度の届出の特例 (P51) を受ける場合を除きます。
 2 仕入れを税率ごとに区分経理する必要があります。
 3 主として軽減対象資産の譲渡等を行う事業者 (P41) が対象となります。
 4 仕入税額の計算の特例を選択しないことも可能です。

3 仕入税額の計算の特例

課税仕入れ等（税込み）を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情（P40参照）がある中小事業者については、以下の「（1）小売等軽減売上割合の特例」又は「（2）簡易課税制度の届出の特例」が認められています。

（1）小売等軽減売上割合の特例

課税売上げ（税込み）を税率ごとに管理できる卸売業又は小売業を営む中小事業者は、当該事業に係る課税仕入れ等（税込み）に、当該事業に係る課税売上げ（税込み）に占める軽減税率の対象となる課税売上げ（税込み）の割合（小売等軽減売上割合）を掛けて、軽減税率の対象となる課税仕入れ等（税込み）を算出し、仕入税額を計算できます。

イ 対象事業者

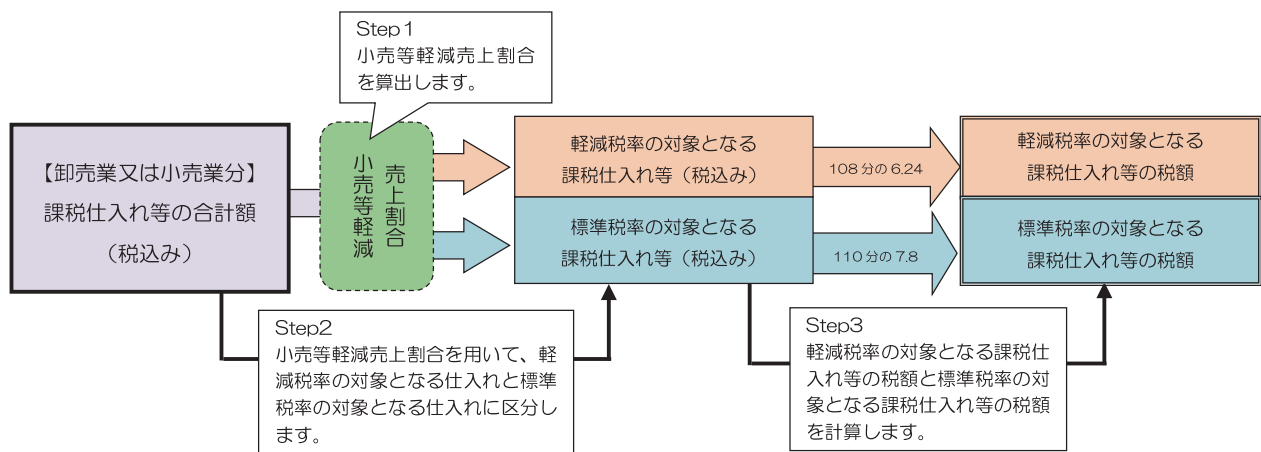
次の①から③の要件を満たす中小事業者が適用できます。

- ① 軽減対象資産の譲渡等を行う、卸売業又は小売業を営む事業者
- ② 特例の適用を受けようとする課税期間中に簡易課税制度（簡易課税制度の届出の特例の適用を受ける場合を含みます。）の適用を受けない事業者
- ③ 課税売上げ（税込み）について、区分経理できる事業者

ロ 適用対象期間

「小売等軽減売上割合の特例」を適用できる期間は、課税期間のうち、令和元年10月1日から令和2年9月30日の属する課税期間の末日までの期間です。

ハ 小売等軽減売上割合の特例による課税仕入れ等の税額の計算方法



【小売等軽減売上割合の算出方法】

$$\text{小売等軽減売上割合}^{(注1)} = \frac{\text{分母のうち、軽減税率の対象となるものの金額（税込み）}}{\text{卸売業又は小売業に係る課税売上げの合計額（税込み）}}$$

（注1）
売上げを税率ごとに管理できず、売上税額の計算の特例として「軽減売上割合」を使用した場合、その使用した「軽減売上割合」を「小売等軽減売上割合」とみなして仕入税額を計算します。

Ⅶ 免税事業者の方に留意していただきたい事項

消費税の納税義務が免除され、申告の必要がない免税事業者であっても、軽減税率の対象品目の取扱いがある場合には、留意していただきたい事項があります。

また、免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受ける際の手続についても、同じく留意していただきたい事項があります。

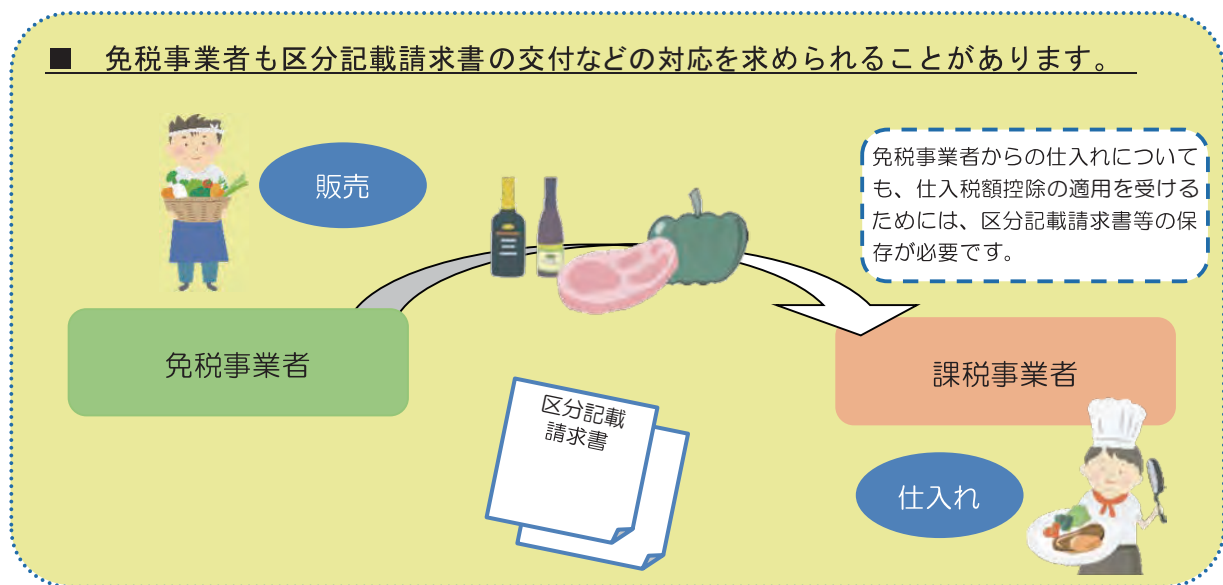
この章では、これらの事項をまとめています。

(1) 区分記載請求書等保存方式への対応等

課税事業者が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿及び区分経理に対応した区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。他方、免税事業者は、自身の消費税申告は必要ないため、仕入税額控除の適用を受けることはありませんが、課税事業者との取引に際しては、区分記載請求書の交付などの対応が必要になる場合があります。

したがって、課税事業者に対して飲食料品等を販売する場合には、請求書等に「軽減対象資産の譲渡等である旨」等の記載のある区分記載請求書（記載事項はP28参照）の交付を求められることがあります。

■ 免税事業者も区分記載請求書の交付などの対応を求められることがあります。



(参考1) 軽減税率制度・適格請求書等保存方式の施行スケジュール

仕入税額控除の方式	請求書等保存方式 (～令和元年9月)	区分記載請求書等保存方式 (令和元年10月～)	適格請求書等保存方式 (令和5年10月～)
税率	8.0% (消費税率6.3%、地方消費税率1.7%)	○ 標準税率 10.0% (消費税率7.8%、地方消費税率2.2%) ○ 軽減税率 8.0% (消費税率6.24%、地方消費税率1.76%)	
請求書等	<p>請求書の記載事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 発行者の氏名又は名称 取引年月日 取引の内容 対価の額(税込み) 受領者の氏名又は名称 <p>交付義務なし・類似書類等交付の罰則なし ※ 免税事業者も交付可</p>	<p>請求書の記載事項</p> <p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ①軽減対象資産の譲渡等である旨 ②税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込み) <p>※ 上記①②は交付を受けた事業者の追記可</p> <p>交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は交付不可</p>	<p>請求書の記載事項</p> <p>左記に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> ①登録番号 ②税率ごとの消費税額及び適用税率 <p>※ 「税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は税抜価額又は税込価額</p> <p>交付義務あり・類似書類等交付の罰則あり ※ 免税事業者は交付不可</p>
仕入税額控除の要件	<p>帳簿及び請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除可</p> <p>せり売りなどにおいて代替発行された請求書による仕入税額控除可</p> <p>中古品販売業者の消費者からの仕入れ等は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p> <p>3万円未満(税込み)の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p>	<p>帳簿及び区分記載請求書等(交付を受けた事業者が追記した区分記載請求書等を含む。)の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除可</p>	<p>帳簿及び適格請求書等の保存が要件 ※ 免税事業者等からの仕入税額控除不可 ただし、以下の特例あり。 令和5年10月～令和8年9月 80%控除可 令和8年10月～令和11年9月 50%控除可</p> <p>一定の要件の下、媒介者等により交付された適格請求書による仕入税額控除可</p> <p>請求書等の交付を受けることが困難な一定の取引は、帳簿の記載のみで仕入税額控除可</p> <p>原則として、3万円未満の取引も適格請求書等の保存が必要</p>
適格請求書発行事業者登録制度		令和3年10月から申請受付・登録開始 ※ 課税事業者のみ登録可	
税額計算	取引総額からの「割戻し計算」	税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」	・税率ごとの取引総額からの「割戻し計算」 ・適格請求書の税額の「積上げ計算」のいずれかの方法によることが可
売上税額の計算の特例(注)		軽減税率対象売上げのみなし計算(4年間)	
仕入税額の計算の特例(注)		軽減税率対象仕入れのみなし計算(1年間) 簡易課税制度の届出の特例(1年間)	

(注) 税額計算の特例は、中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。)のみに適用が認められます。

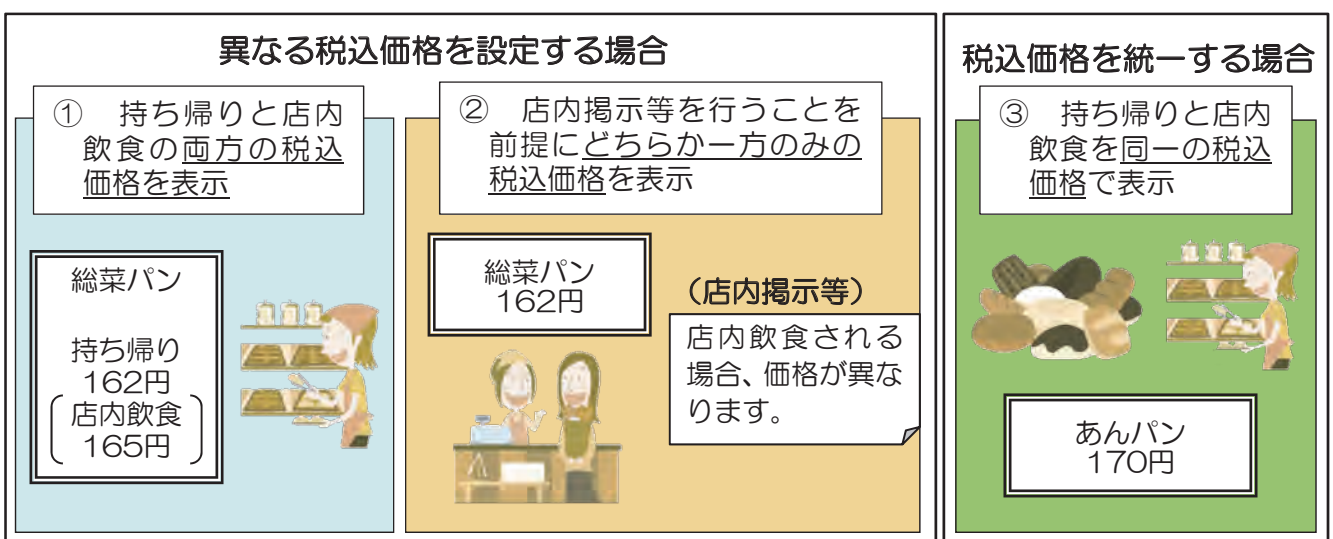
(参考2) 軽減税率制度実施に伴う価格表示

課税事業者が消費者に対して商品等の価格をあらかじめ表示する場合は、税込価格を表示すること（総額表示）が義務付けられています。

例えばイトインスペースがある小売店業の事業者などは、同一の飲食料品の販売につき適用される消費税率が異なる場合が想定されます。

このような場合の価格表示の方法については、消費者庁等から公表されている「消費税の軽減税率制度の実施に伴う価格表示について」に示されており、例えば、以下の方法があります。

【イトインスペースがある小売店の価格表示の例】



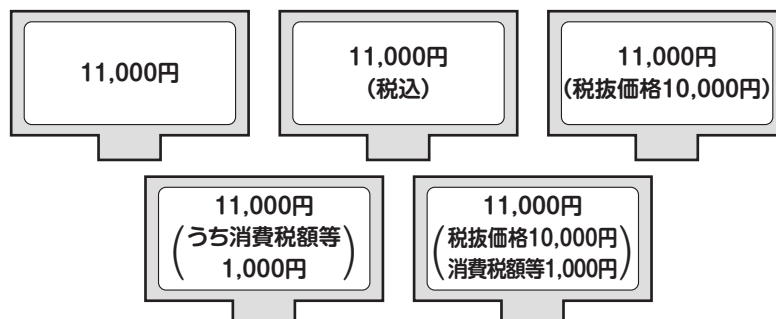
軽減税率制度の実施に伴う価格表示の方法に関するご相談は、以下で受け付けています。

消費者庁表示対策課 03-3507-8800 (代表)

参考

価格表示の方法は、商品やサービス、あるいは事業者によって様々な方法がありますが、「税込価格」が明示されているかどうかポイントとなります。

【具体的な表示方法例（税率10%の場合）】



例えば…



このような表示も、税込価格が明示されていますので、「総額表示」に該当します。

(参考3) インボイス制度特設サイト・相談窓口

国税庁ホームページのインボイス制度特設サイトでは、

- ① 説明会の開催案内
 - ② インボイス制度について解説した動画（国税庁動画チャンネル）
 - ③ インボイス制度に関する取扱通達やQ&A
- などを随時掲載しています。

特設サイト



特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行者」に選ばれるため、この「適格請求書発行者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です！！

全国どこからでも参加可能な
オンライン説明会に
ご参加ください！

Youtube
国税庁動画
チャンネル

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご質問やご相談については、[消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター](#)で受け付けております。

【フリーダイヤル】
0120-205-553（無料）
【受付時間】
9：00～17：00（土日祝除く）

税務署にて個別相談（具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど電話での回答が困難な相談）も受け付けております。

請求書

制度の概要

お問合せが多い
質問等随時更新

Q & A

取扱通達

e-tax

申請手続

国税庁

Copyright © 2021 NATIONAL TAX AGENCY ALL Right Reserved.

《オンライン説明会について》

- 国税当局において、事業者の方にインボイス制度をご理解いただくため、オンライン形式による説明会（以下「オンライン説明会」といいます。）を実施しています。
全国どこからでもオンライン説明会に無料で参加することができます。

説明会サイト



- 軽減税率制度及びインボイス制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。

専用ダイヤル 0120-205-553（無料） 【受付時間】 9：00～17：00（土日祝除く）

上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す（軽減税率制度及びインボイス制度以外の国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」になります。）と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でご案内しています。

- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。



さらに便利で使いやすく。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

1. 自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。

- 消費税、所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税及び石油ガス税などの申告ができます（中間申告、予定申告を含みます。）。
- 各種申請・届出のほか、納税証明書の交付請求や法定調書の提出などができます。

※ 申請・届出等には、消費税の各種届出のほか、設立（開業）の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請などがあります。

2. ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

- 金融機関や税務署に向くことなく納税ができ、特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付など）。

e-Taxをご利用いただく前に

step1

電子証明書等を取得してください（納付のみご利用の場合、step1は不要です。）。

1. 電子証明書の取得

申告等データを送信する際には、電子署名を行っていただく必要がありますので、事前に電子証明書を取得してください。

- ※ 税理士が税務書類（データ）を作成し、納税者に代わって送信する場合、納税者本人の電子証明書を取得する必要はありません。
- ※ e-Taxで利用可能な電子証明書については、e-Taxホームページでご確認ください。
- ※ 電子証明書の取得には手数料が必要です。ただし、「公的個人認証サービス」に係る電子証明書は、「マイナンバーカード（個人番号カード）」に格納されており、「マイナンバーカード」の交付申請に係る手数料は、当面は無料です（再発行の際は、原則として手数料が必要です）。具体的な取得方法等については、各電子証明書の発行機関へおたずねください。

2. ICカードリーダライタの用意

利用する電子証明書がICカードに組み込まれている場合には、別途ICカードリーダライタが必要になりますので、事前に用意してください（利用する電子証明書の仕様合ったものをご確認の上、家電販売店等でお買い求めください。）。

step2

e-Taxの開始届出書を提出して利用者識別番号を取得してください。

e-Taxの利用に際しては、事前にe-Taxの開始届出書を納税地を所轄する税務署に提出して、利用者識別番号を取得してください。

e-Taxの開始届出書の提出は、e-Taxホームページからオンラインで提出することができ、利用者識別番号がオンラインで発行（通知）されます。

step3

電子証明書等の登録を行ってください。

国税庁が提供するe-Taxソフト等を使用して、初期登録（利用者ファイルの作成及び電子証明書の登録等）を行ってください（e-Taxソフトは、e-Taxホームページから無償でダウンロードできます。）。

大法人の電子申告義務化について

令和2年4月以降開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等は、法人税等及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、電子申告により提出することが義務付けられています。

利用可能時間

月曜日～金曜日（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。） 24時間

（注）土日祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時

※ 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

詳しい情報はe-Taxホームページへ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続等について説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。